

平成18年（2006年）紀北町12月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成18年12月12日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年12月21日（木）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 岩見雅夫	11番 入江康仁
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しております。

これより会議を開きます。

まず、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき本日の会議録署名議員に、

10番 岩見雅夫君

11番 入江康仁君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第2 委員長報告を行います。

各常任委員会に付託され、審査を行ったものであります。

なお、今期定例会に提出された議案第94号と議案第95号については、会期中に奥山町長から撤回の申し出があり、昨日の本会議において、撤回の許可をすることの決定がなされております。

したがって、議会において撤回の申し出の許可をしたことにより、この2件の案件に関しては、今期定例会に最初から提出されなかったものと同様の効果を生じることとなりますので、委員長から経過の報告のみを行われますが、質疑については行いませんので、ご了承ください。

それでは各委員長に、審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東澄代君。

総務財政常任委員長 東澄代議員

おはようございます。

平成18年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件については、委員全員出席のもとでの審査結果を報告いたします。

内容議案でございますが、

議案第94号・議案第95号につきましては、付託を受けておりましたが、去る12月20日の本会議において、撤回の申し出が許可されましたことにより、消滅しました。

議案第96号・議案第98号・議案第100号・議案第106号につきましては、各関係担当課長から説明を受け、審査を行いました。

「危機管理課」部分ですが、

議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

7ページから39ページですが、障害認定の基準の変更を条例で定めなくて、規則で定めるということですが、障害認定の内容は変わらないのですか。仮に消防団員が障害を負った場合、具体的には何ら変わることがないということの理解でよろしいかの質疑がありました。

一般的な補償に関します倍率等の内容につきましては変わっておりません。規則に変えるのは障害の状態でありまして、障害の状態は変わった場合でも機動的に規則で変えられるということでありましてという答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

本案は原案どおり可とすることに決定しました。

次に「総務課」関係ですが、

議案第98号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

43ページから45ページですが、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

続いて、議案第 100号 紀北町一般会計補正予算（第2号）について

歳出の22ページ、「議会事務局」関係では質疑がありませんでした。

続いて「総務課」部分の主な質疑ですが、歳出22ページ、総務管理費の一般管理費では、本会議でも質疑がありましたが、職員の超過勤務について各課長が本当に必要なかを把握して、指示しているのですか、なかにはそんなに仕事をしているように見えないが、時間外までしなければならないのかという意見もあるので、私は勤務時間内にできない分を課長の指示のもとで行っている。個人の判断で行っていないと説明しています。課長会議などで各課長に注意しているかを、総務課長にお聞きします。

答弁ですが、課長会議、または助役からも超過勤務の取り扱いにつきましては、各課長には事前に確認、職員には事前に課長の承認を得て翌日に報告するよう文書等で指示していますので、各課長には実施してもらっていると考えています。

次に職員手当について、他の課では課長勤務手当と役職手当ということでしたが、割合はどのようになっているのですかの質疑があり、職員手当 1,846万 3,000円のうち、超過勤務手当が 1,757万円、その他は扶養手当、通勤手当等となっていますとの答弁です。

続いてある課では、超過勤務について把握していないとのことであった。総務課が全部管理しているのですかの質疑があり、超過勤務の支払いについては一般会計、特別会計とも総務課が行っています。実施の管理については担当する各課長となっています。超過勤務手当は予算が個人配分となっていますので、その管理監督する資料として総務課より各月ごとの時間外勤務の執行状況一覧表を配付しているので、各課では把握できているものと考えていますという答弁です。

次に超過勤務、労働時間については、労働基準法に管理の基準が定められています。企業等でもある一定の職員に残業が偏るといことがありますが、紀北町としてはどのように管理しているのですかの質疑があり、全体的なあり方、組織としての取り組みは総務課で行っています。労基法の規定は遵守すべきものと考えています。仕事の状況により超える場合もありますが、支払いについては行っています。

2点目の特定の部署、職員に業務が偏っていることについては、配置替えなどの人事等で対応したいと考えていますが、業務が一時期に集中するところや、恒常的になっているところ、全くせずに済むところが出てくるなどあって、人事に苦慮していますとの答弁です。

続いて当初予算で時間外勤務手当を見積もっているのに、それ以上に補正予算を計上していますが、各課長にて管理をしっかりとしてほしい。財政が厳しいのでこのようなことがないようにとの質疑があり、給与総額の5%を計上していますが、増加の原因は全体的には旧町の調整事務、6回ほどあった台風などの警戒配備が430万円、これは5%枠外となっております。

平成16年災の復旧作業の工事設計、また各種イベントの調整事務等ですという答弁です。

次に昼に住民対応で、夜に事務をしなければならない。なかには勝手に入り込んできて、業務を無視して何時間も居すわるのもいます。相談窓口の設置を行うなどして残業しなくても良いシステムづくりの対策を考えられないかの質疑に対し、職員の健康管理も含めて時間外勤務手当の削減ではなく、時間外勤務時間の抑制に努めていけるよう、あらゆる面から検討できることから実施していきます。

額についても各職員において抑制できるよう努力してもらいます。今後はフレックスタイム制の導入により、各課長の裁量で時間外勤務を調整してもらおうとともに、休日勤務については代休をしてもらうこと、やむを得ず実施する場合は事前の承認を得るということを徹底していくことを、12月6日の行政改革推進本部会議で申し合わせをしたところであります。

補正予算を計上させてもらっていますが、残りの4ヵ月の間にこのことを徹底するとともに、健康管理面からもしっかりとしていきたいと考えていますとの答弁です。

続きまして25ページの選挙費、選挙管理委員会費について、今回の補正で減額になっていますが、町議会議員選挙時の開票作業に一般職員を使わずに管理職を導入して経費を削減していることについては評価をしますが、内容についての質疑に対し、町議会議員選挙では、投票所には課長、開票については時間外手当の発生しない課長補佐、主幹の管理職をと、係長の発案で配置し、150万円ほど節約できました。今後の地元等の選挙については知恵を出し、創意工夫してやっていきますという答弁でした。

次に「税務課」関係としましては、歳出24ページ、人件費のみです。

主な質疑ですが、1,837万円の大きな補正予算であるが、どうしてこのような大きな補正になったのかとの質疑に対し、昨年の退職した課長、課長補佐の人件費を当初予算で計上しておらず、12名の配置職員に対して10名の予算編成であったため、今回の補正予算で2

名分の人件費を計上しましたとの答弁があり。

続いて当初からわかっている10名で予算を組んだのですか、10名で業務ができないのであれば、最初から12名で予算を組むべきではなかったのですかの質疑があり、当初予算は人事担当課で組んだのですが、今後このようなことがないように注意しますという答弁です。

次に職員手当のなかに時間外手当がどれだけ含まれているのですかの質疑に対し、時間外手当は総務費の一般管理費に一括計上しているため、税務総務費には含まれておりませんとの答弁です。

続いての質疑ですが、税務課では残業をどの程度やっていて、どのような管理をしているのですか、また労働基準法の関係もあるので、しっかり把握していただきたい。答弁がありましたのは、現在ほとんどの職員が支給停止になっているが、詳しい時間等は改めて報告します。労基法につきましては配慮します。

次にこれから税務課の残業が多くなると思いますが、3月まで見越して補正予算を計上しているのですかの質疑があり、答弁としまして時間外手当は総務課で予算計上しております。1月から3月は税務課において時間外が増加する時期ですが、時間外を縮小するよう努力していきます。課長からの時間外実績は10月末で859時間、平均143時間、4月から6月に集中しますという報告がありました。

続きまして「企画課」関係ですが、主な質疑といたしまして、歳入15ページ、総務費補助金、地方バス路線維持費の内訳について具体的な説明をお願いしますとの質疑があり、地方バス路線維持費補助金のなかに、第3種生活路線維持費補助金というのがございまして、これは紀伊長島駅から尾鷲まで通っておりますバスの維持費補助金です。

国道42号を通るバス路線で紀伊長島駅から瀬木山までと、紀伊長島駅から国道相賀まで、さらに紀伊長島から国道相賀までの3経路でございまして、それに対する県からの補助金ですとの答弁です。

次に歳出23ページの地方バス運行対策事業費の増はこれも先ほどの歳入と関係してくるのですかの質疑に対し、そのとおりです。今回の補正で計上させていただきました38万1,000円の増のうち、2分の1が県から補助金として入ってくるということで、先ほど歳入で説明させていただいたとおりですという答弁です。

続きまして三重交通には補助金を出している以上、もっと合理化できないのかと感ずる部分があるのですが、三重交通に対して言うことができるのですかという質疑があり、補助金内容ですが、運行にかかる補助対象経常費用から経常収益を差し引いた赤字額の2分の1を、

三重交通が負担し、残りの2分の1を町が補助しています。この町の補助金の2分の1が県から町へ入ってくるという仕組みになっており、実質的には赤字を出しながら運行しているという実態でございます。

したがって、三重交通としましても非常に力を入れて赤字額の減少に向けて努力しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

またご提案がございましたら、企画課へのほうへ来ていただければ、私のほうで三重交通にお話することも可能かと思っておりますので、具体的にご提案いただければと思っておりますとの答弁でした。

次に「財政課」部分で、主な質疑としましては、歳入13ページ、普通交付税の増額について2億1,300万円余りの多額の増額をしていますが、当初予算のとき予測できなかったためですか、また交付税についてお聞きしますの質疑があり、今回は普通交付税の2億1,378万4,000円の増額であります。原因といたしましては臨時財政対策債の普通交付税への振替が510万円、減税補てん債の普通交付税への振替が580万円、人口減少による影響額は過少になりましたので3,826万3,000円の増額、三位一体改革による補助金の減額による普通交付税への振替で、1億2,715万8,000円の増額、合併市町村に対する特例加算分が3,992万2,000円、その他に調整額の単位費用の減額で245万9,000円ですとの答弁です。

続いて地方に対する交付税の減額が起っていますが、普通交付税の増減については予測できるものですか、交付税の予算計上は例年どおりの見込みで計上してるのですか、紀北町にとって行政のあり方、仕組みがそんなに変わらないのに減額することは考えられるのですかの質疑に対し、国の予算が決まると、地方財政計画が決まるといいます。その地方財政計画に基づいて地方交付税が算定されますが、確定値は7月の交付税の算定によりまゝります。

地方交付税と一般財源は一体化してしまっていて、国の概算要求によりますと一般財源による地方の増減はないとなっております。ただ紀北町においては税源そのものがないので、交付税が減ると、もろに影響を受けることとなりますとの答弁です。

次に大都市では会社も多いことから、税源移譲も多いと思いますが、三位一体改革による紀北町での税源移譲はどのようになっていますかの質疑があり、歳入の13ページですが、所得譲与税があります。これが所得税の一部を都道府県や市町村に譲与するのか所得譲与税で、本町では1億2,202万8,000円が確定値であります。税源が減りますと、その分の75%を交付税の基準財政収入額に算入されますという答弁です。

続いて質疑としましては、18ページですが、一般寄付金についてですが、目的の付いた寄付金はありましたか。答弁がありましたのは、本人の意向ですが、福祉事業に役立ててほしいというものと、地域振興に役立ててほしいというものがありました。

次に21ページの都市計画債のところ、賢島長島線道路整備債についての内容をお聞きしますとの質疑があり、県営事業で実施しています。この工事の町負担金が賢島長島線道路整備債の増でございます。歳出は建設課のところにあります、事業費の確定による1,583万3,000円の負担金の増額で、うち1,420万円がこの都市計画債の増額分ですという答弁です。

同じく21ページで、消火栓新設事業債の増額についてですが、どのようなルールで消火栓を新設されるのですかの質疑があり、水道の配水管の布設替えのときに消火栓も同じように替えます。また定められた距離ごとに消火栓を設けたり、地元の要望によって消火栓を設置したりすることもありますとの答弁です。

続きまして歳出48ページの公債費の元金についてですが、7,667万2,000円の増額についてお聞きします。これは町の借金が増えたと理解していいのですかとの質疑に対し、繰上償還により地方債残高を減らし、公債費の軽減を図るために繰上償還を行いました。これにつきましては利息の付いている部分で、交付税措置のない三重県市町村振興資金でありますとの答弁です。

次に現在の公債費比率はどのようになっていますか、起債の借入の基準とされる数値をお聞きしますとの質疑があり、一般公債費比率は18.6です。実質公債費比率という指標がありまして、それが18.0を超えると許可制になり、18.0以下は協議制になります。また25.0を超えると一部制限されることになります。本町の実質公債費比率は14.1ですという答弁です。

続いて公債費の元金について、今回の見通しをお尋ねしますという質疑に対し、公債費のピークは20年度となっておりますとの答弁です。

次にありました質疑ですが、20年度の公債費のピークの主な原因は、2基のRDFの償還があるからですね、例えばピークの負担を少なくするために、RDFのプラントを1基減らすとか、尾鷲市のごみを委託で受けるなどの方法があると思います。繰上償還できなければ負担を軽くするため尾鷲市のごみ委託を引き受けるかどうか、そのことについて尾鷲市と協議しているのかどうかをお聞きします。理事者や環境課に協議するよう以前から言ってきましたが、この点について理事者や環境管理課を交え協議しましたか、厳しい状況を黙って見ているのではなく、この財政危機を乗り越えるため、財政課からこのことについて理事者や環境管理課に提案するとともに、いろいろ模索していただきたい。答弁としましてはRDF

の繰上償還をすることは非常に難しく、繰上償還をすることでも多額の償還になりますので、現在の財政状況では無理と考えられます。2基のRDFを1基にすると、維持管理経費が何千万円単位で削減できます。尾鷲市との協議ですが、財政課としては聞いておりません。RDFの経費の削減を含め、現在、総務課所管の行政改革でさまざまな経費の削減を検討しております。

続いてRDFや火葬場は本町には2つの施設がありますが、これは合併により生じたこともあり、総務省が合併を奨励した責任もあるということで、そういう重複施設の起債の繰上償還や補助金の返還免除についての動きもあるように聞いていますが、償還のピークが近づいている現在、財政の負担を軽くするためにも、県を通じて中央に働きかけることも必要かと思えます。特に財政危機が言われているなかで、国に働きかける姿勢が必要だと思えますが、どうですかの質疑に対し、総務省といたしましては、合併を推進する立場ですので、そのような話もあろうかと思えますが、環境省では難しいと聞いております。国等への働きかけですが、町長は機会があるたびに働きかけておりまして、町村会にも働きかけております。先日も財務省職員が来庁したときも、繰上償還等について要望いたしましたという答弁でした。

続きまして「危機管理課」部分ですが、歳出42ページで主な質疑としましては、消火栓新設につきまして適切な場所に設置していますかの質疑があり、消火栓の場所につきましては法律上では大体140mに1カ所となっていると思えますが、各消防署でそこが妥当なところかどうか、検討していただいたうえで設置しております。また水道管の延長等があったときには、追加で付けさせていただいております。今回水道の布設替えがありますので、10基分を増やしましたとの答弁です。

次に一律に140mと言いますと、地域ではなじまない部分も出てきますので、そのような提起はどこへ言えばいいのですかとこの質疑に対し、基準は140mとなっていると思えますが、その地域にあうように調整しております。設置場所については地区からの要望もありますし、行政がここにも必要と判断した場合にも増やすよう考えておりますという答弁です。

続いて消火栓を新設した場合には、それに伴う消火栓ボックスが必要と考えます。新設に伴う消火栓ボックスの考え方をお聞きしますという質疑があり、新しく消火栓を設置したところは、消火栓ボックスを増やさなければならないと考えております。本年度に紀伊長島区へ50カ所設置し、このあとも紀伊長島区の各消火栓に消火栓ボックス及びホース等の設置を計画しております。

海山区におきましては各箇所、全箇所、消火栓ボックスを設置しておりますが、老朽化していないか調査しており、老朽化したもの、不足等があれば来年度の予算に計上することを考えております。

今回の補正で計上しております消火栓新設工事につきましては、既存の水道管の布設替えでありますので、設置済みの消火栓ボックス、ホース等で活用させていただきたいと考えておりますとの答弁です。

次に同じく42ページで、松本避難所整備が県の治山工事で整備されることにより、500万円の減額となり、それに代わるものとしてその予算の範囲内ということで、古里の避難路、山本の避難路工事の2ヵ所が設定されたことだろうと思いますが、ほかにも何箇所か避難路を整備するところがあると思います。ほかに避難路を整備しなければならないところを把握しているのならば、教えていただきたいとの質疑に対し、この事業については三重県から補助金をいただき実施するものでありまして、その三重県の補助金が今年度で終わりということで、活用させていただきたいという考えのもと、来年度以降に実施する予定であったものを前倒しをさせていただきたいという考えであります。

山本地区避難路整備につきましては、昨年来、少しずつではありますが、避難路の整備を行っており、まだ延長が残っておりますので、500万円の予算のなかで50mを今年度に施工させていただきます。

古里自然休養村横の避難階段につきましては、以前より地区の区長、自主防災会会長からの要望があり、現場を見たところ手すりが腐食していたり、また基礎も水に洗われ、表面に出ている状態でありましたので、急きょ今回上げさせていただきました。

ほかに要望が出ておりますところは、名倉地区の避難階段、中ノ島の避難階段、白浦の避難階段の補修、引本と矢口の間避難路等の要望が出ておりますという答弁です。

同じく42ページ、消防出動費はどういう出動なのか、また山本地区避難路の場所を教えてくださいとの質疑があり、山本地区避難路の場所につきましては、国道42号線を松阪方面に、新長島橋をわたった数10m先の左下にある道路であります。

消防団の手当であります。出動手当、訓練手当、警戒手当、整備手当があります。

補正の消防出動費の増は、訓練手当でありまして、消防団の放水訓練の不足分でありますとの答弁です。

次に県の補助が今年度で終わりということですが、避難路はこれからも整備しなくてはならない段階ですから、来年からほかに代わる補助があるのですか、また町の単費だけになっ

てしまうのかお聞きします。また津波避難タワーの補助も18年度でカットとなるのですかの
質疑に対し、補助金については避難誘導看板以外は平成18年度で一旦切りますというのが、
県の見解です。ただ決まっておられません、何らかの補助を考えておられるとの情報は入っ
ております。

津波避難タワーにつきましても、同じ補助金のなかに入っておりますが、私の考えでは補
助金が残るのではと思っております。ただ確定はしていませんし、県も発表してはおりませ
んという答弁です。

続いて県の補助金は、いつから始まったのですか、また補助金についてはどこまで周知し
ているのですか、区长等まで伝わっているのですかの質疑があり、補助金については緊急地
震対策促進事業補助金でありまして、この補助金につきましては平成15年度からございま
す。補助金の周知につきましては、自治会とか自主防災会へは伝えてはございませんが、地
区等から事業の要望があったときに、予算としてこの補助金を活用しておりますことをご理
解していただきたいと思っておりますとの答弁です。

補助金については今までは必要がなかったから、また知らなかったから活用しなかったと
いう経緯もあるので、補助金はなくなるのではなく、形を変えて補助金が出てくるので探す
努力をしなければいけないと思います。そのへんはどうかの質疑に対し、言われるとおりで
ございますという答弁でした。

討論なく、採決により、全員賛成。

よって、当委員会関係部分について、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

「危機管理課」部分ですが、続いて議案第 106号 平成18年度土砂災害情報相互通報（無
線）整備工事請負契約の締結について

主な質疑としまして、58ページから61ページまでですが、入札の指名はどのようにするの
ですか、また本会議でも話が出ていましたが、今回指名した業者のなかに昨年度に辞退した
業者を入れていないですかとの話でありましたが、その点を課長に詳しく説明をお願いい
たしますとの質疑に対し、入札の指名の関係でございますが、今回入札の指名は行っていな
くて、入札するにあたって9業者から入札に参加意向の確認をとらせていただきました。

9社の意向調査の結果ですが、8社が入札に参加しませんということで、1社だけの参加
ということの確認をしました。その9社のなかには昨年度に辞退した4社も入っております
という答弁があり。

次に辞退した業者を今回なぜ指名するのですか、辞退していった業者に対して罰則はない

のですか、ペナルティを科すとかそのところをもう少し詳しく説明願いますとの質疑があり、今回の入札は入札指名をしたということにはなっておりません。意向調査をさせていただいたということです。

ペナルティの問題ですが、昨年の入札通知の条項の5条の9号に、入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。①指名を受けたものは入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。なお、入札の辞退は原則として事前に入札辞退届により行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により辞退を届け、後日必ず入札辞退届を提出すること、②として入札を辞退した者はこのことを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないとなっておりますとの答弁。

続いて契約金額の9,754万5,000円が安いのか、高いのか、前年度も実施しているということですから、そのへんの比較とか、またほかに比較する資料があるのかを確認したい、またこの金額に対して比較するものは率以外にないのですかとこの質疑があり、契約金額の比較ですが、昨年の入札では予定価格に対し、落札価格の率は91.75%でございました。同じように比較しまして、今年は予定価格に対し契約額が92.37%でありました。

比較するものは予定価格以外に比較するものはないと思います。今回は随意契約であり、1社でございますのでそのようにお考えいただきたいと思います。

契約金額が高いか、安いということを少し説明させていただきますと、今年度の設計単価は昨年とはほとんど変わっておりません。社会情勢の変動によりまして燃料、それに材料等の高騰や人件費などにおいて見積業者側の積算が昨年と比較して、少し高く積算されたものと思われましてという答弁です。

次に具体的に見れば、契約金額の92.37%ということですが、すべてが新設なら去年と比較してわかりやすいのですが、紀伊長島区にかかる工事費の親局、中継局改修工事とか、改修的な部分が海山区で施工したものと比較してどうであったのか、例えば紀伊長島区のほうが金額が高くなると、ただ燃料の高騰等の問題だけなのか、屋外子局の49戸のなかで戸別的な部分で単価が変わってきた部分があったのか、工事概要にある設備機器費、親局、中継局改修工事、屋外子局改修工事においてどうなのか、お聞きしますという質疑があり、積算内容のところを説明させていただきます。

親局、中継局の改修については設定変更のみで機器等の搬入とかはなく、設定のソフト的なものの改修だけであります。金額にしても数十万円程度であり、あとの工事は屋外子局を取り替える工事だけあります。

昨年と比較すると紀伊長島区においては、遠隔性、制御装置等の機材費に 500万円程度を計上しており、業者としては機材費のほうが安くできるということで、今回の入札率は少し上がっている状態となっております。

昨年と比べると機材費は若干少なく、工事費のほうが多いということで、人件費等で値引きが少なかったと考えられますとの答弁があり。

続いてハード部分においては安くなったけれど、人件費等で金額が上がったということで、いいのですか、また基本的には率が上がったということだけで、やっていることはそんな個別に比べても単価の変わるようなものでもなかったということですかとの質疑に対し、そうです。率がちょっと上がったということです。

単価で変わるようなものでなかったということかに対しては、そのとおりですという答弁です。

次に現在海山区と紀伊長島区にそれぞれ親局が設置されていますが、将来庁舎が一本化となることを考えた場合、そのときはどのようにしようとお考えなのかとの質疑がありまして、海山区と紀伊長島区でそれぞれ違う電波で放送しております。合併前に名古屋の総合通信局に話を伺いましたところ、合併後 3 年ないし 5 年以内に市町村 1 波にしていきたいという要望がありました。

ただ現在は、そのトーンが下がってきているようであります。町の計画としては早急に調査をして、予算額をはじかなければならないと考えていますが、庁舎の場所の決定がないと調査ができなく、親局から一波で飛ばすのか、中継局から飛ばすのか、海山区と紀伊長島区を電話回線で結ぶとか、いろいろ方法はありますが、もし一波で電波が飛ぶと仮定した場合、調査費で約 350万円から 400万円ほど必要であり、工事費では 8,500万円から 1 億円程度かかります。

それに戸別受信機の周波数をどちらかに合わす必要もあります。総合受信局からどちらかの電波をいただけたら有り難いが、それ以外の電波となりますと余分に費用がかかるということで、1 市町村 1 波ということが 2 波でも良いのではと少しトーンが下がってきたとお聞きしておりますとの答弁です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

大変、丁寧に読んでいただいておりますが、委員会報告、委員長報告ですね、は審査記録の精読ではありませんので、すでにもう始まってから40分は経ってますね。もう少し要点をとらえて、ポイントをとらえてご報告いただけるよう、議長からご指示願えませんか。

議長

委員長、そのようによろしく願いいたします。

総務財政常任委員長 東澄代議員

あと少しです。本会議で慎重審査をしましたので。

6番 北村博司議員

わかりました。

総務財政常任委員長 東澄代議員

次に庁舎決まらないと試験ができないということですが、親局のアンテナを建てれば今でも電波を探せるのです。庁舎がどこであろうとそこへ電波が来るわけですから、そこから全地域に電波が流れるわけです。今でもどこかの山に建てて調査していかなければならないと思います。

それと防災本部を本庁に置くのか、防災本部を消防署とセットで考えないと、例えば庁舎が浸かるけれど、消防本部は浸からないと本庁ありきで考えていくと、進んでいかないと思いますがどうかとの質疑に対し。

意見を踏まえまして検討していきたいと思いますという答弁です。

続きまして相互通報が1波1親局になったときに、相互通報が機能するのか、紀伊長島区では49局あり、海山区でも50局とかあるわけですから、それが1つの親局になったときに、相互通信機能が機能するのかどうか、むしろ2波あって50局なら50局、受けた場合のほうが良いのではないかと、親局1波の経済性のことを考えることも必要だけれど、いろいろなことを加味しなければいけないのかと思います。そのところはどうかとの質疑があり。

そのとおりでありまして、柱のアンサーバックが全部で100あります。1波になりましたら、1つの電波で1ヵ所しか通信ができません。ただ2波を1波にせよというのは、それも含めてありますが、総合通信局からアナログ波を減らしたいということがありまして、今後変わっていくと思いますので、十分情報を入手しまして、言われた部分も加味しまして検討していきたいという考えでありますという答弁です。

続いて例えば電話であれば、話中ということが起きます。電波を通じてのアンサーバック方式はお互いに相互通信ができるということでは、子局を100局持っていたとしても実際親局が受

けるのは1局だと、そのときの状況把握というものはいくら子局から情報通信を入れても、すぐに対応できるわけではないのですが、そここのところの考え方というのは、親局はどこから送ってきているのか、データが出て通信が済んだら次のところへ通信を入れて聞くということになっているのかどうかをお聞きしたい。

また、この106号の議案については随意契約であるということから、そこらのことは了解できますけれど、実際その1億円に近い契約の金額、これについてはパナソニックしかないわけで、選択肢としてはそれだけにここらへんの関係では昨年も工事をしている実績がある。特に中身的にいろいろな企業秘密があり、優れたものであろうかとは思いますが、それを別にしてもこの契約金額のものが随契であるだけに、もう少し値引きできないかというような話もなかったのですか、値引きの余地はなかったのですかとの質疑があり。

最初の質問ですが、各地区から無線で連絡がありまして、1ヵ所しか受信できなかった場合ですけれど、機械的に着信履歴が残るようになっておりまして、それで返答するところになると思いますが、議員のご指摘のようにいろいろ問題も出てくる部分もあろうかと思っております。

随契だからもう少しお話ができなかったかということですが、私のほうから会社を呼びまして、今回随契をさせていただくというお話はさせていただきました。随契ということは1社になりますので、言われましたとおり会社としての最善の努力をしてください。一番安いところで見積を入れてくださいということをお願いしましたとの答弁があり。

次に親機や子局、受信装置、これらの部分についてはいくらになるという会社の説明もあったと思います。議案の資料には金額が書いておりませんが、特別な装置ですから、特殊な開発をしたうえでの機械といいますか、無線の機械ですから、そういう点の付加価値が付いているだろうと想像ができますけれど、相手が決まっているだけでもう少し突っ込んだ話があってもしかるべきだと私は思いましたが、そこが一番本会議での視点でもあったわけだと、私は理解しているのですがどうですかの質疑があり。

先ほども言いましたとおり、企業としても最善の努力をしてくださいということで、私はお願いをさせていただきました。それに尽きるのですがという答弁です。

これは急傾斜のところは土砂が崩れてくる危険があるので、そういうところを発見したら教えてくださいという施設であり、特殊な機械ですから非常に高いか安いかというところは難しいと思います。こういう機械類が住民にとって、我が町にとって将来プラスなのか、よく考えて今後進めていただきたい。

また 100%から92%に落札したということは、8%安くなったということがわかるのですが、100%の値段がどうかということです。単純計算して50基で1つの設備をするのに、約200万円ずつかかっております。今回松下電器であります、他の企業ではこういうものができなかったのかどうか、辞退した業者が値段のことで辞退していったと思いますが、最初に施工したのが松下電器ということで、他社が引かざるを得ないという事情があると思いますが、そのところを比較する予算を1億円に出したという予算の根源はどのようなのですかの質疑に対し。

高いか安いというよりも、なぜ撤退していったかということがありますが、他の業者では今年度が最終ですので、他の企業が施工するとなれば、ほとんどの機器も親局も子局もそのメーカーのものにしなければなりません。1億円ではとてもできなく、3億円も4億円もかかりますよとなります。

入札にするのであれば、その全部を変える仕様書に下さい。予算を3億円に下さいということになりますので、県からの受託事業でありますので、県としてはその予算は既存のものまで変えるということは認められないということでございますとの答弁があり。

災害を受けたときに町民が言うことは、何が無い、これがないということから始まるわけで、アンサーバックが通じるのか、通じないのかという問題がすぐ出てくるのです。だからマニュアルをつくり1分以内、30秒以内に要点を言うような訓練をやっていただきたい。

50件から一度に通信があった場合に、東南海の地震なりを想定しているわけですから、携帯電話などは企業が送信規制なり、受信規制をかけて通じなくなります。そのときに最低でも役に立つのが無線という形になるので、通じないとなると何のためにつくったのかということになりますので、そのところのマニュアルを周知し、鍵を持っている方、近所の方とか防災関係の役員、区長、区の自治会の方が持っていると思うので、訓練を実施していただきたいという質疑があり。

そのように徹底して周知したいと思いますという答弁です。

最後です。ご辛抱ください。

次に先月末に大雨により、国道が通行止めになったとき、国交省との役場の連絡体制ができていなかった。消防には連絡はきていたと思うのですが、国交省の連絡をしっかりとってもらわないと、もし母胎搬送なんかをしていたときは大変困ることになり、大きな問題となります。連絡系統がなくなっていたら、いくらこんないい機械を付けても同じだと思います。過去の経験が無駄にしないように、簡単なマニュアルでいいので、住民の方からの電話

等があったときに、役場に待機している職員のだれが見ても答えられるようなシステムをつくっていただきたいと思います。どうかの質疑に対し。

おっしゃるとおりであります。そのようにさせていただきますという答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

以上で、担当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君、報告をお願いします。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案を、委員全員出席のもとで審査いたしました結果を報告いたします。

まず議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について

課長より内容説明を受けたあと、質疑に入りまして、質疑で、広域連合参加については、法律上義務があるということですが、参加することにより、メリット、デメリットをよく審議したうえで判断する必要があるため、その点についてもう少し詳しく説明願いたいという質疑がありました。

答弁といたしまして、具体的なメリットといたしましては、広域化により後期高齢者医療制度運営における財政の安定化が図られることや、市町の国、県に対する負担金申請事務のレセプト点検事務の効率化があげられるというような答弁でございました。

また、これまで75歳以上の方は老人保健により医療給付を受けてきたが、本制度改正により被保険者が医療を受ける場合、現在の受給者証が変更になるなど、変更点はあるのかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、現在の老人保健加入者の方の受給者証は変更されることになり、その受給者証の印刷等は広域連合で行われますというように、また医療を受けられる場合の自己負担割合につきましては、制度改正後も変更がございしますが、被保険者にとって大きな変更となる点といたしましては、新たに保険料の納付義務が発生することがあげられますというような答弁でございました。

また、平成20年4月から始まる特定検診について、詳しく伺いたいというような質疑があり、答弁といたしまして、特定検診の方法等につきましては、国としましても検討中ですが、対象となる方については、糖尿病等の原因となるメタボリックシンドロームの方

を中心に実施する見込みでございますというような答弁でございました。

また、現役世代の負担についてという質疑のなかで、答弁といたしましては、現役世代の負担につきましては医療保険者の拠出金として納入され、介護保険のような対象年齢は設定されておりませんというような答弁でございました。

また、第6条の広域連合事務所の位置について、津市内に置くということになっているが、その選定はまだ決まっていないのか。また第17条の関係市町の負担金について、当町においては広域連合に加入した場合、どのぐらいの負担金が生じるのかという質疑がありました。

まず第6条のところ、現在、広域連合設立準備委員会の事務所は、三重県の自治会館の一室に設けられておりますが、将来移転する可能性もあるということでした。

また負担金に関しては、平成9年度の県内全体の共通経費につきましては、3億5,457万7,000円で、このうち紀北町の負担金は553万2,000円でございますというような答弁でございました。

続きまして、第7条第2項の広域連合議員について、広域連合議員は関係市町の長、副市町長、または議会の議員により組織することとされているが、紀北町としてはだれが選出される予定でいるのかという質疑で。

答弁といたしまして、この件につきましては未定でございます、今後議員の皆様とも相談させていただくうえで決定したいというような答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、近澤チヅル副委員長より反対討論がありました。意見といたしまして、本制度は国民の負担を重くさせるものであり、特に当町のような高齢化の進んだ地域では、高齢者の負担が増えることになるため、本案に反対いたしますというような意見でございました。

続きまして討論を打ち切り、採決に入りまして、採決賛成多数によって、本案は原案どおり可とすることに決しました。

続きまして議案第100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）「住民課」部分についてでございますが、課長より内容説明を受けましたが、質疑はなしでしたので、そういうことで。

また同じく議案第100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）「福祉保健課」部分についてでございます。課長より歳入歳出についての内容説明を受けたあと、質疑に入りまして、質疑といたしまして、災害救助費補助金の減について説明してくださいという質疑のなかで。

答弁といたしまして、当初 110件ほどの申請を見込んでいましたが、現在のところ1件も申請がないので減額いたしましたというような答弁でございました。

また、災害から2年が経過し、対象者の申請は完了していると思われませんが、受付の期限はいつまでですかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、住宅再建支援事業にかかる申請分は、平成19年10月までが期限となっておりますとの答弁でございました。

続きまして老人ホーム管理運営事業費の増について、外部からの介護を受けられることになったとの説明がありましたが、具体的にどのような介護を受けられるようになったか、説明をお願いいたしますというような質疑のなかで。

答弁といたしまして、現在のところ入所の方が受けられているサービスのほとんどが、デイサービスという状況です。介護保険法の改正により、介護認定を受ければ養護老人ホームの入所者でも介護サービスが受けられるということです。

また入所者は、全員介護保険の認定審査を受けました。その結果、35名の方が認定を受け、そのうち32名の方が事業所と個々に契約を結んで、デイサービスを受けているということです。

また介護保険は、本人が利用料の1割を負担することになっておりますが、養護老人ホームの入所者については、町が措置している方ということで、入所者の収入に応じ、1割負担の一部を補助するための予算計上であるという答弁でございました。

続きまして子育て支援センターの事業費が増額されているが、具体的な内容を説明してくださいという質疑で。

答弁といたしまして、三重県の地域子育て支援センター事業費補助金交付要領の一部改正があり、補助対象事業が拡大され、保健相談の窓口を開設しているセンターに対して、加算ができることになりました。紀北町におきましても紀伊長島区の1ヵ所で、現に保健相談窓口を開設していますが、保健相談加算分として予算を計上させていただいておりますという答弁でございました。

続いてがん検診の受診者が増加したとのことで、とても良いことだと思いますが、どのような検診の受診者が増加したかというような質疑がございまして。

答弁といたしまして、前年と比較しますと特に増加した検診としましては、胃がん検診になりますと、またほかの検診についても若干の増加となっております、件数で言いますと、胃がん検診は昨年実績で646件でしたが、今年度途中の実績を考慮し、850件を見込んでい

るという答弁でございました。またそれぞれ大腸がん検診では、昨年実績で 920件に対して、今年度は 941件と、また肺がん検診では昨年実績が 1,992件に対して、今年度は 200件ということです。また子宮がん検診では昨年 504件に対して、今年度は 641件というような答弁でございました。全体的にもがん検診受診者は増加しておるといような答弁でございました。

また、ひのきの会運営事業費の増額の内容を説明していただきたい。また、ひのきの会の施設については通所者の人数に対してトイレが少ないとの発言が本会議でもありましたが、町で改修を実施するなど、改善策はありますかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、ひのきの会は平成12年4月に当時の海山町、紀伊長島町、尾鷲市の3市町で設立されましたが、当時の精神障害者国庫補助金の補助事業となるために、民間の方が設置者にならなければならないという条件がありまして、ひのきの会の通所者の家族会が設置者として会の代表者となった経緯があります。また3市町は運営協議会の委員として、運営にかかわることになりましたということです。

しかし、国庫補助金が打ち切られたため、県及び市町の補助金だけでは運営を維持できないことから、国庫補助金を補填する市町補助金の増額の要望がひのきの会から出されたので、尾鷲市と折半してそれぞれ予算を計上させていただいているものであります。

予算の内容としてはほとんどが人件費であるということです。

施設についてはですね、もともと紀州造林が使用していたものであり、ご指摘のありましたトイレだけではなく、勝手場等も含めて改修が必要な状況になるということです。

予算のことも今後検討してまいりたいと、改善策にありましてはですね、今後検討してまいりたいと考えておるといような答弁でございました。

続きまして、同じく議案 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）「環境管理課」部分についてでございます。

課長より内容説明を受けて質疑に入りました。質疑については歳出32ページ、リサイクルセンター施設管理事業費で、時間外勤務手当の増額が紀伊長島リサイクルセンター故障による海山リサイクルセンター勤務によるものと本会議でも説明を受けましたが、職員配置を含めて説明をしてくださいという質疑のなかで。

答弁といたしまして、時間外勤務の手当の内訳ですが、海山リサイクルセンターの現業職員が6名、紀伊長島リサイクルセンターが5名であるということです。平日2時間の時間延長と、土曜の休日勤務分であり、長島から2、3人派遣しておりましたということです。

残った職員につきましては、持ち込みごみの搬送業務にあたっております。

また作業内容であります、機器の制御につきましてはプラントメーカーが異なるため、すぐに対応できないので、クレーンの運転、ごみの受け入れ等の業務を行っております。今後、リサイクルセンターの統合も検討が必要であることから、紀伊長島リサイクルセンターの職員も海山リサイクルセンターの運転を経験させる機会になるのではないかと考え、対応させていただきましたという答弁です。

また時間外勤務の合計が1,080時間で、海山リサイクルセンターの職員が640時間、紀伊長島リサイクルセンターの職員が440時間であるということでした。また紀伊長島リサイクルセンターが9月11日から運転を再開いたしておるといことです。

また約ですね、その故障によつての100tのごみを保管しており、先に保管分の処理にあたりましたので、再開してからの1週間も海山リサイクルセンターに搬入をいたしました、その間の時間外勤務も含まれておるとい答弁でございます。

続いてですね、歳入16ページの産業廃棄物共同監視の内容を説明してくださいという質疑に対して。

答弁といたしまして、産業廃棄物につきましては県の所管であるということ。また最近特に産業廃棄物の不法投棄と、処理が大きな問題となつてきており、当町の管轄は尾鷲農林水産商工環境事務所ですが、職員は担当2名であり、紀北町も合併し、範囲が大きくなつたこと、また県においても立ち入り調査業務について市町の協力を求めていくということで、7月に協定書を締結し、県職員が行う業務であります、県との協定により、県職員と同等の業務を行えるというものであるとい答弁でありました。

また活動に関しましては、県から要請があつた場合、当町の職員3名で産業廃棄物に関する問題について、県と連携をとつて実施するものでありますといことでございます。現在のところは立ち入り検査を行つた事例はありませんとい答弁でございます。

次に海山リサイクルセンターは土曜日に受け入れを行つており、長島は土曜日は休んでいますが、調整はどうなつているかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、海山リサイクルセンターは毎週土曜日には受け入れを行つておるといこと。紀伊長島リサイクルセンターは行つていないといこと、この不均衡が生じておりますとい答弁でございます。

それに対して、現在、担当課といたしましては平成19年度からの体制については、検討中であり、海山リサイクルセンターの土曜日の受け入れは臨時職員で対応しておるとい

う答弁でございました。また予算といたしまして、年間人件費が約70万円程度かかっているということでございます。

受け入れ内容であります。3分の2以上が事業系であり、残り3分の1が家庭ごみであるという答弁でございました。また担当課のほうとしては平成19年度より廃止するよう考えておるといふ答弁でございました。

またですね質疑としまして、できる限り紀伊長島リサイクルセンターを含め、土曜日の受け入れを継続していただきたいという質疑に対しまして、先ほどの答弁はですね、担当課としての考えであると、今後、理事者と協議いたしまして、方向性を決めていきたいという答弁でございました。

続きまして歳出、32ページの燃料費であります。灯油も上がっておりますが、現在どこから灯油を納入しているかという質疑に対しまして、リサイクルセンターの燃料であります。半年に分け、2回の入札を実施し、海山区の同じ業者の方が落札し、納入をしているという答弁でございました。

続きまして、同じく議案第100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）「教育課」部分についてでございます。

課長より内容説明を受けまして、質疑に入りました。

質疑といたしまして、46ページの給食センターの臨時職員賃金の減ですが、先の募集で欠員のあった1名ですかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、臨時職員9名中2名が辞めたので募集を行ったところ、1名しか応募がありませんでしたということです。その代わりに2名のパートを増やしましたので、差額賃金が14万2,000円増額しておりますという答弁でございました。

続きましてまた質疑ですね、パート2名で穴埋めをしていることですが、臨時を雇うのに条件が合わなかったということですかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、パートの方の個人的な時間の都合もあり、予算上は2名でカウントしていますが、実際は午前中に2名、午後2名、延べ4名の運用を行っておりますという答弁でございました。

その次に、また予算のことはわかりますが、臨時の方が1名不足でほかの職員に負担がかかっていないのか、その点はどうかという質疑に対しまして。

答弁といたしまして、臨時職員9名、パート2名の11名体制で実施していましたが、ベテラン2名が辞めたので混乱したこともあったが、新しく入って慣れるまでのあいだ1、2カ

月指導が必要ですので、臨時職1名をフリーにして指導に当てており、現在では落ち着いているという答弁でございました。

続きまして43ページの奨学金についての質疑でございますが、今まで抽選のときもあったと思いますが、大学生10名、高校生3名は今回は独特のことですか、ここ数年はどのような状況ですかという質疑に対しまして。

答弁は、今年は予算額よりも8人申し込みが少なかった状態だということです。また審査の結果、申込者のすべてが決定されたということです。過去においては紀伊長島区では多い年は補正対応のときもありました。その年によって違っておりますという答弁、また海山区は当初予算内で対応していたと聞いておりますという答弁でございました。

また長島の場合は補正予算のときもあり、申し込む方にとっては良い制度です。制度の見直し部分について今後考えているのかという質疑に対しまして。

答弁は、制度が厳しいとか金額が少ないとかは聞いておりませんと、また国、県の制度もありまして、今のところ現状維持でいけたらと思っておるといような答弁でございました。

また質疑といたしまして、何年か前に専門学校は貸し出し対象にならないと聞いていたが、専門学校の場合、貸し出しはできるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして学校教育法に基づく学校が対象になりますので、学校教育法に基づく専門学校であれば奨学金は受けられますと、ほとんどの専門学校で借りてもらっている状況ですという答弁でございました。

次にですね、予算のことではないが、いじめ問題について教育委員会、学校としてどのように対応しているかというような質疑がございました。

答弁といたしまして、校長会、教頭会を月1回開催しているのです、その席で教育長から指導、注意事項と口頭文書で啓発しているという答弁でございます。

また具体的にはですね、次のような指導を行っておるといことでした。各学級の担任は朝の会で子どもたちをよく見て指導観察する。また各担任は普段から保護者との意思疎通を図るため、常に十分に家庭訪問を行うと。また各職員は児童生徒のトラブルについて双方から意見をよく聞き、事実確認や指導を行い、双方の保護者に報告する。また正当な理由のない不登校の児童生徒は、無理に登校を迫らず、保護者の協力のもと不登校の理由を排除することに努める。また問題を校内の教職員のみで解決することにこだわらず、普段からPTA、学校評議員等含めた全校的な生活指導、相互支援体制をつくっておくといような答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入りまして、全員賛成。

当委員会の関係部分は可とすることに決しました。

続きまして、議案第 101号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）についてでございます。

課長より内容説明をいただきまして、質疑に入りました。

質疑といたしまして、退職被保険者に係る医療費については増額補正されており、また老人保健医療費拠出金については減額されているが、退職被保険者の医療費は想定より増加傾向にあり、老人医療費については減少傾向にあると理解してよいかという質疑に対しまして。

老人保健医療費拠出金の減額につきましては、老人保健対象者の年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、対象者の減少などにより、当初想定された医療費が下回ったためという答弁でございました。

また退職被保険者の医療費の増額補正につきましては、医療費の請求は国保連合会からなされ、それにより支払いするため、現時点では原因の分析は困難でありますという答弁でございます。

また、なお退職被保険者に係る医療費につきましては、退職被保険者に係る保険料を排除した分が交付金として交付されますので、国保会計に大きな影響はございませんというような答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なしでした。

次に採決に入り、全員賛成によって、本案は原案どおり可とすることに決しました。

続きまして議案第 102号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第 2号）についてでございます。

特に質疑はなく、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なしでございました。

採決、全員賛成によって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第 104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1号）についてでございます。

課長より内容説明を受けまして、質疑といたしまして、歳入の介護報酬の減額について、看護師の欠員補充はできましたかという質疑がありました。

答弁といたしまして、介護師 2名のうちの 1名が欠員しておりましたので、早急に臨時職員の看護師を募集しましたが、応募がなく、正規職員として看護師を公募したところ、応募があり、9月1日から勤務しておりますという答弁でございました。

次に予備費増額の内容はなんですか、また理由は何ですかという質疑のなかで、答弁とい
たしまして、平成17年の繰越金 2,000万円が確定しましたので、歳入で計上させていただ
いと、また歳出については今回の補正で人件費だけでしたので、残額を緊急支出にあてる予
備費として計上させていただいたという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なしでございました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

教育民生常任委員会からの報告は以上でございます。

議長

ここで暫時休憩します。

11時15分より再開いたします。

(午前 11時 05分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君の報告を求めます。

産業建設常任委員長 北村博司議員

本会議から産業建設常任委員会に付託されました

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

奥村武生でございます。1年生議員が議員のなかに3人いるということもありまして、責任を全うするためにも、審査内容を詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

議長

その点をはからって委員長よろしく願いいたします。

産業建設常任委員長 北村博司議員

はい。別に飛ばしていくわけじゃなしに、要点を整理して申し上げます。

12日に付託を受けて、14日に開催されました産業建設常任委員会の審査結果について、経過と結果について、ご報告申し上げます。

委員は、私委員長以下全員が出席いたしております。

各関係部署の職員の出席の報告については、省略いたします。

最初に、議案第97号 紀北町道の路線変更についてを議題といたしました。

これにつきましては、皆様お手元の位置図の部分をお開きいただきたいと思いますが、この図面は大変古い位置図でございまして、現状は大幅にもうすでに変化いたしております。そのため、委員会のほうから完成予想図を提出するよう求めましたが、手元がないということで口頭での説明がございました。最初に申し上げておきます。

この図面の新長島橋の下流側にすでにもう1本の橋げたがかかっております。それから北詰側の交差点ももうすでに大きく変化いたしております。これはほかの予算、永長線の予算にも関連してまいりますので、その点をご承知、最初にご承知おきいただきたいと思います。これは口頭で説明がございました。完成図はないということでございました。

最初に補正予算の39ページにございますけれども、公有財産の購入費との関連79万円、私のこの審査報告には790万円となっておりますが、これ一桁間違っておりますので、79万円に、この関係の補正予算とこれとのかかわりについてのお尋ねがございました。

ここは町道認定されている部分が、この国道の拡幅の関係で付け替えるという予算でございまして、この用地は一体町道の用地はどこなのか、底地という表現がされておりましたけれども、町道の土地の所有者はだれなのかというお尋ねがございまして、これに対しまして、国土交通省の用地ですと、つまり国土交通省がこの国道を建設した際に、側道を建設しまして、国道の当時の建設省の所有地に町道として側道が認定されていると、土地の所有者は国ですけれども、道路認定しているのは町ですと、こういうことです。

これの、そのへんの確認がございました。

それと今回の町道部分を民有地側に振り替える用地購入費の買収単価の質疑がございました。これはやはりこの図面で見たいと思いますが、このすぐ近くの、これも現形は変わっておりますけれども、国道から下へ下りていく、これ県道ですけれども、この買収単価と照らし合わせると、適正なんかどうか、これ県道賢島長島線の購入価格と整合しているのかという質疑がございました。

これに対して国土交通省では、不動産の鑑定をしているけれども、しているので適正価格だと思えば、他の賢島線のほうで買収した価格との比較はしていないと、こういうことでございます。地権者との交渉はすでに行っておりまして、内諾を得ているという説明でございました。

それからこの国道の拡幅してくる部分、右折レーンのつく部分ですが、どこまで拡幅されるのかという質疑がございまして、この網かけの部分のちょうど上ぐらいまでが国道が広がってくると、こういうことでございます。

以上で、質疑を終了いたしまして、討論はなく、全員賛成で、原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に議案第 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたしております。

歳入の質疑から入りました。16ページの県単土地基盤整備補助金の減についてはですね、県が代行してくれということで全額県が負担してくれるということなのかということのお尋ねがございました。それと舗装が傷むというけれども、どの範囲なんだと、もう少し具体的な説明がほしいということでございまして。

当初、町の予算に計上していた時点での予定は、延長 100m、舗装面積が 550㎡、それから排水路工は延長 250mということでございます。これにつきましても大変わかりにくい、地元がよく知っている人でないとわかりにくい予算でございまして、それで現地のもっと詳細な図面の提出を求めて質疑を受けております。

ちょうど古里地内の県道の民宿高木というありますけれども、そこから温泉側へ下りていく道のことであります。この県道という表現を今しましたけれども、この委員会が開かれた時点では、県道町道の併用部分です、併用です。ところが委員会の翌日県道が供用、バイパスが古里大橋が供用開始されましたので、すでに現時点では町道になっております。この委員会の時点では県道併用部分だったということをご理解いただきたいと思っております。

それから住宅地図を取り寄せて審議をいたしました。

この関係は、実はちょっと後に建設課関係と兼ね合いが、ちょっと議論になって、問題になりましたので、建設課関係のところ一括してご報告いたします。ここでやって建設課の部分でやっという、話が違ってまいりますので、整理してご報告いたします。

次に16ページの緑化基金の補助金 150万円の増についての今後の事業の計画についての質問がございました。これに対して担当課長から補助金も需用費も 150万円で、本年度限りだということでございます。

この面積、施工面積は全体 2 haのうちの 0.68ha です。樹種はもみじが 380本、桜50本、ヒノキ 1,000本、この委託料84万 7,000円の内訳は、地ごしらえ、防護柵、獣害対策等の費用でございまして、具体的にどこがやるかということは、まだ確定していないということがあります。

それからこれも大変現地の場所がわかりにくいという委員からの指摘がありまして、説明を受けたんですけども、河内の第一堰堤の右側の山林ということであります。この事業の目的は森林のCO₂の吸収、水資源の涵養を役場や森林関係者だけではなくに、漁協、一般のボランティアの方を募って、一緒になって取り組むための、大気汚染や温暖化対策の取り組むための事業を実施したいという趣旨でございます。

なお、現地は県道から見渡せる場所だそうです。

次に34ページをお開きいただきたいと思います。有害鳥獣駆除の事業ですけれども、町内における実際に報告はどのようなものがあるか、それから熊の出没についての実例等についての質問がございました。

これに対して現実には直接役場に住民から電話があって、その都度対処していると、熊につきましては本年あったそうであります。海山支所で檻を設置し、白浦で熊が出たときに警察に連絡をとるとともに、檻を仕掛けたけれども、現実には熊が出没したのはその1週間ぐらい前だったということで、住民の方もすぐに連絡をいただけるようお願いしてあるということでございます。

それからほかにもムナシの畑で鹿がかかったとか、紀伊長島区のほうでも何回か連絡を受けているということでございます。

今回の鳥獣駆除の対策事業費の中身についての質問がございまして、すべてサルであると、これまで予算が消化された 100万円の内訳は海山区、紀伊長島区双方それぞれ25匹ずつで、1匹当たり 2 万円を出しておりますので50匹、 100万円ということでございます。

その確認方法についての質疑がございまして、実はこれは海山区と紀伊長島区では確認方法が違っております。海山区のほうではですね、両耳、耳2つと尻尾を提出してもらっている。、それで紀伊長島区のほうは尻尾だけで済んでいるということでございます。

これについて委員のほうから、現実には耳をとるのは大変なことだから、もう尻尾だけにしはどうかということと、同じ町内でやり方が、総合支所2つで確認方法が違っているのはいかななものかと、統一してはどうかというご意見がございまして、今後協議するということでございます。

次いで有害鳥獣という定義はどう定められているのかと、その動物の種類とか等々のお尋ねがございまして、これは出席職員のほうで具体的に、その時点では答えができませんでしたので、後ほど資料を提出していただきました。先ほど報告いたしました熊については、特にですね保護動物で撃つことはできないと、捕獲して放獣、放すという、これはそういった規定も後ほど提出されました。

それから本町ではですね、国設鳥獣保護区があるんですけども、国設鳥獣保護区のなかには、これ県とか町の許可じゃなしに、環境省の許可が要るところですので、それについての国設鳥獣保護区は一体どの範囲で、どういったことになっているのかということについての説明を求めましたけれども、残念ながら説明はちょっと行き届きませんでして、私が説明したようなことでございます。是非これはきちんと国設鳥獣保護区の中身を承知しておいていただきたいと思っております。

次に33ページのアスベストの対策費でございますけれども、これに以前に引本幼稚園のなかにアスベストが残っていて除去したと聞いたけども、町内まだ残っているところがあるのかどうかというお尋ねがございまして。

これに対して答弁は排水機場で4カ所あると、ロックウールを使っているのは上里排水機場と相賀排水機場だけで、以前は検査で含有率が1%でクリアをしておりましてけれども、新しい基準が0.1%まで厳しくなったため、ロックウールを使用している箇所を再調査をするための費用であるということです。

先ほどの申し上げました県単土地基盤整備補助金の減の問題ですけれども、これの先ほど申し上げましたように、その時点では県道だったところから下へ降りていく、温泉方面に行く場所について、大型バスが通行するんではないかと、すみ切りしてはどうかということで要望が生まれて、この点については担当課のほうで要望していくと、県に要望していくということございました。

ここから少し複雑な話になりまして、委員のほうからこの舗装をするのは災害復旧赤羽川の災害復旧で出た土砂を古里海岸に4万 m^3 運ぶことで道路が傷むので、終わったあとに県が道路の舗装、手直ししてくれるということなのかという確認がございました。

この当初町費で計上していた舗装、側溝整備で641万7,000円ですけれども、そのとおりだということございまして、工期は9月29日から3月28日という説明がございました。ところがこれが後ほど建設課の出席を求めて説明をしていただきましたところ、実はくい違いがございました。古里海岸への土砂運搬、これは建設課の説明ですけれども、古里への土砂運搬については地元の区の役員等々と協議を重ねており、県が9月29日にすでに発注いたしておりますけれども、当初土砂の搬入量は4万 m^3 でございましたけれども、地元の区から海岸の船溜まりが狭いため、消波ブロック、現在設置されておる消波ブロックを沖に移動してほしいという要望があって、今回の土砂搬入量は2万 m^3 、半分になったと、しかも船で代船で海上から搬入して入れると、残りの2万 m^3 については19年度で施工する予定と、こういう建設課のほうはそういう説明でございました。予算を持っている産業振興課のほうは4万 m^3 という説明で、陸上輸送するから道路が傷むから舗装費を計上しているんだという説明に、くい違いが出てまいりました。

それで委員会を中断いたしまして、産業振興課と建設課の説明がくい違っているので、統一見解を出してほしいということで、一旦中断いたしました。その後、産業振興課長が同席、出席いたしまして、最終的に説明では産業振興課のほうは2週間ほど前に確認したときは4万 m^3 だったと、その後、県の予定は半減したと、2万 m^3 で、しかも陸上を通らない。代船、海上輸送だけで土砂を投入すると、ここでかなり議論が長引きまして、それでは18年度中に道路の舗装はできないということになるのではないかと、道路をトラックが通行しない以上は改修、傷んだ道路の補修というのは県ができないのではないかとのご発言がずうっと続きました。

これについて産業振興課のほうでは、10月4日に地元の古里区、県、町で確約して協議書もあるから、その心配はないということございまして。ですから4万 m^3 が2 m^3 に半減して、海上輸送であっても道路の舗装と側溝その他の改修事業は、19年3月末、今年度中に終わるといふ、終了していただくという確認をとってございます。大変複雑な説明になりましたけれども。

次いで37ページの観光費のオートキャンプ場の関係です。

観光費にオートキャンプ場の関係について、町とオートキャンプ場の受託業者で経営、受

託業者と覚書、それから収支報告を提出していただきました。

この根拠になる 2,150万円を超えるという話の 2,150万円の根拠は何かということですが、年間 3,000万円と当初見込んでおりますけれども、4月から8月までがキャンプ場の繁忙期でございますので、過去の実績に基づいて 2,150万円を基準として、それから売上が超えるか、それを下回るかというところで基準にしておるといってございます。

それでオートキャンプ場の売上金は、どのように今扱われているかという質疑が続きました。町に直接振り込まれているのかということでもございましたけれども、通帳に入金されたものをチェックして月1回通帳から役場、町に納めていると、会計ですね。

月1回通帳から、それをだれが受けとっているのかというお尋ねがございまして、支所の課長、担当課長から海山総合支所ですね、1ヵ月の売上がキャンプ場に置いておくわけにはいかないで、私の名義、つまり支所の課長ですね、の通帳に入れていると、私の印鑑がないと出し入れできない。1ヵ月に1回個人名義の通帳から出して、町の会計に納めているということでもございました。

それは1人でやっているのかというお尋ねがございまして、担当の係に立ち会ってもらって出し入れしていると、自動販売機、オートキャンプ場にある自動販売機のようなものを開けてお金を回収するときは、担当職員がやはり立ち会っていると。

これに対して委員のほうから、誤解を招かないようにお金を扱うときは、必ず複数の職員で行うようにという注意と、出納室長なり収入役に立ち会ってもらってはどうかと、課長が重荷を背負っているのではどうなんだという発言がございまして、担当課長のほうから収入役か出納室長にお願いできないこともないが、かなり業務量があるため、担当の2人でやっている、その収入役なり出納室のほうでその現金を扱うことがしてもらえるかどうか、検討してみるという答弁で終わっております。

次いで古道まつりと盆踊り大会について、産業振興課としては古道まつりでいくという方針で決まっているのかというお尋ねがございまして、これは実行委員会であくまでも決定する事項なので、実行委員会のほうで考えていくと、町が方向性を示すものではないというお答えでございました。

次いで建設課担当分の質疑を行いまして、7ページの繰越明許費のなかにございます。町道白倉1号線11号箇所工期の遅れはどんな理由だというお尋ねがございました。

これに対して答弁は、白倉1号線の災害復旧は16年、17年度と工事を進めてきたけれども、河川内を仮設道路として使って工事をやっているため、豪雨により再三流され、少しずつ遅

れてきた。また道路は1本ですので、1ヵ所ずつ進めていくようなことはある。それから一番奥の14号箇所は、治山工事との兼ね合いもあり、13、14号については繰り越させていたいただきたいということでございます。

それから20ページの災害復旧費の国有林負担金というものの場所についてのお尋ねがございまして、ただいまご報告申し上げた白倉1号線と、あと大台1号線、いずれも営林署が施工した林道で、町と営林署が協議したうえで、町が施工することになったと、こういうことでございます。

それから41ページの高速関連受託事業の場所についてのお尋ねがございまして、これは船津川左岸の林道川向線であるということでございます。河川敷を利用して、ちょうど上里の岡本組の横から河川に入っていくと、なぜそういう工事をやるかと言いますと、汐見地区の橋梁の問題、それから住宅地を通行することによってですね、ダンプカー等が騒音問題があるんで、上里のほうから河川敷を通過して林道の川向線を通って工事を行うと、こういう説明でございました。

以上で本件の質疑を終結いたしました。討論はなく、全員賛成で、原案どおり関係部分を可とすることに決定いたしました。

次いで議案第103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたしました。

この簡易水道の範囲について最初に資料を提出してもらいました。各上水道、簡易水道の地域を示す図面を委員に配付、提出をしていただきました。これについて委員のほうから海山区は非常事態に備えて上水道と簡易水道を連結しているけれども、紀伊長島区のほうは連結しているのかどうかと。

これについては、紀伊長島区の上水道と古里、道瀬簡易水道の統合を現在事業として進めているということでございます。

それからこの簡易水道の繰越金が現在3,712万5,000円あるけれども、その一方で町債が1,920万円を借り入れしているが、それはしなくてもいいのかどうか、良かったんじゃないかということ水道課で検討しているかということのお尋ねがございまして。

答弁は、起債の借り入れについては水道課で十分検討いたしましたということでございます。

以上について討論なく、全員賛成で、原案どおり可とすることと決定いたしました。

次いで議案第105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたし

ました。

最初に新しい議員になられた方もいらっしゃるので、公営企業会計と一般会計の違いを、説明をするように求めました。そのうえで質疑に入りました。

消火栓の設置工事について、どの部分を負担しているのかと、水道課のほうは。

これについては一般会計から消火栓設置工事負担金をもらって、工事費は全額水道課が負担している。負担金をもらって工事している。

火事の際に消火栓を使用したときの料金はどうしているのかということですが、水道料金はもらっていないということでございます。

次に予算書の6ページの資金計画の部分をお開きいただきたいと思います。

このなかに過年度未収金 2,600万円というのが資金計画のなかに計上されております。これが大変議論を呼びまして、各委員から大変議論が続きまして、審査は長引いております。

この2,600万円の中身は、平成18年度納付される過年度分、過年度の未収金の見込み金額でございます。これについて未収金、水道料金の未収金は一体いつごろからのものが現在、まだ滞納になっているんだということでございますけれども、紀伊長島区では平成3年から、約15年です。また海山区では平成4年からの未収金が現在残っているということです。

この問題について委員のほうから、家庭の状況によりやむを得ず支払いできない場合もあるけれども、一方では悪質な滞納者がいるのではないかと、それぞれの状況を考えて回収の対策をきちんとやってもらいたいということが出ました。

水道課のほうでは未収金の回収ができるように、対策を考えているということでございますけれども、未収金の件数と金額はいくらなのかということはお尋ねが、その時点では資料が手元にないということで休憩いたしております。午後再開して具体的に数値をお聞きいたしております。

過年度分の水道料金の未収金の現在の件数は延べ9,800件、世帯数では1,218戸でございます。未収金額は17年度末で4,475万9,152円に上ります。大変件数も多く、未収の金額も大変多いと、特に1件で多額の未収額に上るものもございます。これについて不公平感のないよう早く対策をとって、全力を挙げてくださいという要望が何人かの委員から出ております。

これに対して担当課のほうから給水停止とか、訴訟も念頭において未収金の回収に努力していくという確認がなされました。

この質疑を終結いたしまして、これについて討論が東清剛委員からございました。未収金について回収に全力を挙げて努力するという答弁があったので賛成するという、討論がござ

いまして、全員賛成によって、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました全議案4件、97号、100号、103号、105号の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

1時より再開いたします。

(午前 11時 55分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

それではこれより、各常任委員長報告に対する質疑に入りますが、委員長報告に対する質疑については、町村議会の運営に関する基準の第95条において、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしない。また96条において、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する議事にとどめ、付託された議案に対し提出者に質疑することができないとなっておりますので、ご了承ください。

それでは、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第98号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

午前中、丁寧な説明を受けましたんですけども、1つお答え願います。

時間外手当の件なんですけど、助役が一応命令というんか、出したことに対して各課長がそのとおり実施しているというように、総務課長が答弁なされたと言ってますけども、答弁なされた、実施していて、なぜこのように補正に2,100万円を補正に出さなければならないかと。

またそのあと、今後においてまたフレックスタイム等を含めて徹底すると言ってますけど、当初から助役が徹底するような指示はなされてなかったのか、というようなことに関して委員長にどのような委員会の審議がなされたかをご答弁願います。

議長

東総務財政常任委員会委員長。

総務財政常任委員長 東澄代議員

お答えいたします。

ニュアンスは違うんですけど、それに近い質問があったんですが、議員の言われるようなそこまでの質疑がございませんでした。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 106号 平成18年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

総務財政委員長にお尋ねいたします。

106号ですが、先ほどの委員長報告のなかで、昨年と同種の事業の指名業者 6 社のうち、4 社が辞退している。これは昨年の私、最終日にご指摘申し上げたことです。これは当時は議会に報告されてなかった事実ですね。しかるに今回またその意向調査とはいえ、その 4 社を含めて参加するかせんかという調査をされたという報告がありましたけれども、これこの事業の執行は建設課がやっているんじゃないでしょうか。見積取るにしても何にしても、と私は思うんですが、もし昨年場合は建設課が入札を執行しておったんですが、もし今回も建設課が実務はやっているんだったら、建設課長の出席も求めておりますか。

議長

東委員長。

総務財政常任委員長 東澄代議員

お答えいたします。

関係課長が出席していただきましたので、建設課長の答弁でございます。

6 番 北村博司議員

建設課長、出たんですね。

総務財政常任委員長 東澄代議員

はい。

議長

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

昨年ですね、私はこの入札の結果を閲覧してですね建設課で、それで発見したんですが、4 社が申し合わせたように数日前に辞退しているという事実ですね。すでにその前回のケースの場合は、もう総務委員会の審査が終了していて、それを審査していなかったんですね。

その入札辞退があったという事実をね。

そのときに私は、当時建設課のほうに普通なら、他の自治体なら入札指名を受けて、直前に辞退するということがペナルティの対象になる。次の入札からは外されるのが通常だと、これは他の自治体に私は確認したうえで言っておるんですが、今後ペナルティをとるんでしょねと言ったら、同じような事業はもうこれだけですから、今後そういう指名するというようなことはないでしょから、ペナルティなんて意味がないということでした。

ところが同じものが出て、しかも指名ではなくて意向調査ということは、昨年私の質したことに對するちょっと、それこそ隙間をねらったやり方じゃないですか。入札指名じゃなしに、意向調査をするということ自体が前年、よろしい委員長、前年入札を辞退した、指名を辞退したことが、今回は指名から外れるのがこれ当たり前のことで、他の自治体はそうしておるんです。

今回は意向調査と名前を変えて、また入札に加わるかどうか、前年勝手に蹴ってきた業者を、意向調査の対象にすること自体おかしいと思いますが、そのへんの審議をなさっておられますか。

議長

東澄代委員長。

総務財政常任委員長 東澄代議員

お答えいたします。

委員長報告でいたしました。ペナルティの問題ですが、昨年の入札通知の条項の5条の9条に、入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。①と②で私は報告したんですけど、もう一遍朗読しますか。

6番 北村博司議員

いやいや、だからそのへんのされたかどうかと、私の。

総務財政常任委員長 東澄代議員

しました。委員会ではしました。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

私はね、そんな規則や規定を聞いておるんやないんです。他の自治体、私が問い合わせた他の自治体では一度指名を辞退すると、当分の間、つまり次の会なり何なり、同種の入札の

指名から外すというのが、これは普通に行われているんです。私はいくつかの自治体に確認しました。そんな規則規約じゃなしに。

前回の指名辞退は直前にしています。それも数日前に、一斉にしたような形の指名、これはある種のね、話し合いがあってやったように私は見受けましたけれども、そのへんのもっと前年の入札指名辞退したことについての事情調査詳しくされましたでしょうか。

議長

東澄代委員長。

総務財政常任委員長 東澄代議員

お答えいたします。

他町村の絡みとか、去年の審査についての内容については、質疑がありませんでした。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

議長

次に教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

2点ほどお聞きします。

後期高齢者の広域連合設立に対する議案でございますが、この議案についてのメリット等も詳しく報告をいただきました。しかし、デメリットという部分はどういうものがあったのか、審査されているのか、声があったのかどうか、その点を一つお聞きしたい。

来年4月1日に施行の議案でございますから、対象人員等もどれぐらいの人数に当町においては当てはまっていくのか、議論があって審査されておりましたら、是非教えていただきたい、そのように思います。

議長

入江康仁委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

中津畑議員にお答えいたします。

メリット、デメリットというところではございましたけれども、私答弁で述べたようにメリットの部分にだけ答弁がございまして、デメリットのところは答弁がないです。

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

デメリットの部分がない。審査という、言いますか質疑がなかったということですが、実際にですね、これが発足しますと、直ちに被保険者の方に対するこの負担が増えるのか、また下がるのか、その点だけでも声はなかったですか、委員会のなかで、いかがでしょうか。

議長

入江康仁委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

今の質問に答えさせていただきます。

答弁といたしましてですね、現在、国としても業務について検討中ではございまして、最終的にどうなるか、我々も把握できていない点でございまして。また広域連合の職員につきましては、平成20年4月からは30人ほどの体制になるということで、紀北町としても1名の職員派遣が考えておるということでございました。

また実務といたしましては、保険料の徴収業務を町で行うことになり、被保険者の約8割の方は特別徴収になり、年金から天引きされ、町に納入されるということでございました。残る2割の方については、保険料は直接徴収となり、業務が増えるということでございます。

経費的にはですね、現在も医療に係る町負担といたしまして、12分の1負担しておりますが、その負担割合については変更ございませんと、金額的な負担においてはさほど変化がないものと考えているという答弁でございました。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）について、教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

議長

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

歳出の44ページ、教育費についてお尋ねいたします。

需用費の中学校校舎と施設営繕事業費の増81万円の、この本会議の説明ではですね、落雷によって三船中と赤羽中のエレベーターが故障したという、これはほかの科目でもありましたけれども、一体落雷はいつ、何月何日の、多分激しい雷鳴のあった日だろうと思うんですが、どのぐらいの箇所で故障を起こしているのか、故障の原因は何か。

特にエレベーターなんかは避雷措置がされているはずですが、そういう設備はここはないんでしょうかね。雷鳴るたんびにエレベーター故障するのだったら、東京や大阪だったら大変なことになりますが、避雷設備があるはずですがね、それが機能しなかったのかどうかということ。

それからほかでもパソコンが壊れたというのが確かあったように思うんですが、この町の関係の公共施設で使っているパソコンなんか、夜間は電源をオフにしてないのかなという気がするんですがね。個人のパソコンが壊れたというのはほとんど聞きませんし、なぜ公共施設ばかりが落雷で壊れるんだというのは、管理もきちんとされていないんじゃないかという気がするんですが、そのへんの審査はどうだったでしょう。お尋ねいたします。

議長

入江康仁委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

北村議員の質問に答えさせていただきます。

補正予算第 2 号の教育課部分についてはですね、今その落雷についてのいろんなパソコンとかいろんなエレベーターとかね、その破損に対してのあれは質疑はございませんでした。

議長

北村博司君、よろしいですか。

6 番 北村博司議員

はい。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 番、2 点、ごめんなさい 3 点かな。16 ページの 14 款、2 目のですね、4 節、災害救助費の問題と、そして歳出の 46 ページの 4 款、2 項、2 目の給食施設費の問題、もう 1 点は奨学金の問題ですけれども、これは 43 ページですか、4 目、奨学費のところちょっとお尋ねします。

まず 1 点目の災害救助費の件なんですけど、これは一昨年ですか、災害のときに三重県のほうで確かあれば 11 月の 3 日か 5 日の県議会で、この海山区、長島ですね、非常にこの大きな被害を受けたということで、1 軒当たり 30 万円ずつの助成金を出そうということで議決されて、県議会のほうでは北のほうでね災害が行ったときに、そういった助成金出してないのに、南だけなぜ出すんやというふうな反対の意見もございましたけれどもですね、ご理解をいただきまして同意を得て出していただいた県の予算だと、僕はこう思うんですが、確か 1 軒当たり 30 万円、上限が 30 万円であったと思います。

そして極力そのように出していただいて、被災を受けていただいた皆さんのためにですね、こういう予算があるんですよということを、1 軒 1 軒歩いてでもお話して、理解していただいて、皆さんにこのお金を受け取っていただくということですね、確かあのときに長島区のほうではかなりの高い率でその助成金を受け取っていただいたように思うんですが、今回もこのように出てきておる予算がですね、ただでさえ財政が苦しいから補助事業やろうというふうななかでですね、せっかくいただいた助成金をなぜ返さねばならないか、これは災害救助費だけでなく、ほかのところでも多々見受けられるんですけれどもね。なぜせっかくいただいた予算を返すようなことをしたのかなと思いながら聞いておったんですけれども、100 万円でしたかな。予算を返済されたということなんですけれども。

長島区と海山区とこの助成金を受け取った世帯数ですね、災害を受けた世帯数あります。例えば 100 あって、そのうちの何パーセントがこの助成金を受け取られたのか、対象となる皆さんが 100 人いて、何人の方がこの助成金を受け取ったことができたのかということですね、長島区と海山区で分けてこのような議論があったのか、ないのかなと、このように思います。

町民のなかにはこのような助成金があるということも知らないでおられる皆さんもおるや

に聞いておるのですか、そのような質疑はなかったでしょうか、委員長にお尋ねします。

2点目はですね、給食施設費の問題ですけれども、一昨日ですか、11番議員さんからも指摘されておりました。合併したんだからね、この格差をなくしなさいと、このようにおっしゃっておられました。私はこのような格差問題等が問題になっておるのは、この給食センターで、またまた長島のほうのそういった施設で働いておられる皆さんの声をお聞きになったからではなからうかと思えます。まだ現に私も話を聞いておりますとですね、いわゆる保険の問題等もございましてですね、こちらの立場じゃなくて、このセンターで、もしくは向こうのそういった給食施設でですね、働く皆さんの給与形態だけでなく、その保障等も格差があるのではなからうかと思うんですが、その点の質疑があったのかないのか等もちょっともう一度お聞かせ願いたい。

そして3点目ですけれども、奨学金の問題ですが、43ページですね。4目、奨学費でございます。よく相談受けるのは子ども高校にやりたい、大学にやりたいけども町の助成金もろたら県の教育委員会のほうのお金がもらえないんじゃないとか、いろんな質問を受けましてですね。例えばこれ以外にも教育委員会のほうでもやっている以外にも、保健福祉のほうでも予算がある。そういった補助メニューをですね、皆さんにわかりやすくするようにそのメニューをつかって、各課の皆さんで理解しておいてほしいと思っている。

もう1つの問題はね、申し込もうにも申し込みの期日があるんです。もう少し早く受付をしていただいたならば、申し込みができるんだけれども、その期日まで待っておられないような事情もあるわけですし、そのようなもう少し早く奨学金の申し込み日をですね、早くしていただけないか等の話がなかったのか等の、この3点を、もしそういった話が出たのであればですね、お教え願いたいという点と。

なければ委員長のお考え、委員長のお考え聞いたらあかな。それはおかしいわな。

よろしく、この3点、せっかくいただいた補助金を返す必要があったのかどうか。そしてもう何千という方が被害に遭うておるわけです。これだけの助成金があるということを知らない住民の皆さんもおるのに、担当課が当然努力をされたと思えますけれどもですね、どのような努力をされたのか、なおかつ両区でどのような差が出たのか、いわゆる助成金を受け取らなかった人が、どこにどれだけいるのか等をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長

入江康仁委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

東議員の質問に答えさせていただきます。

1つ目は、福祉関係部分についての災害のところですね、補助金の減について、なぜ返したかというようなことですね。それについてはですね、やはり先ほど報告にも言ったんですけども、申請 110件の見込みんでおったのがなかったと。1件もなかったということで、100万円じゃなくて 2,100万円減額ね。2,100万円を報告させていただいております。

また広報等によっていろいろな方々に知らしているかというような質問だと思うんですけども、これにはね、質疑かございまして、いつ、災害から2年が経過し、他市町村の申請は完了していると思われませんが、受付の期限はいつまでですかというような、また期限であることを町民に周知されているかというような質疑がございました。

そのなかの答弁といたしましてですね、住宅再建支援事業にかかる申請は平成19年10月までが期限となっておりますという答弁です。また広報についてはですね、答弁といたしましてですね、以前に広報で周知しておりますが、19年度においても周知が図ることが必要であると考えておると、また広報的にもやっていくというような答弁でございました。

また2点目は給食にかかわることですね、給食にかかわることは給食センター等のいろいろ、また紀伊長島区と海山区の職員の賃金の格差のことを言っていると思うんですが、それで理解してよろしいですか。いいですか。

1番 東篤布議員

賃金と保障保険問題ですね。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

保険問題ね。そのことに関してはですね、質疑ではなかったですね。

3点目、奨学費の早く出ないかというような、先ほどの質問のなかでですね、奨学金の申し込みを早くできないかというような部門のところの質疑はございませんでした。

この3点でいいですか。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

どうも委員長、ありがとうございました。

1点目の災害救助費ですけども 2,100万円、19年度も引き続きやっていかれる。しかし三

重県予算は一旦お返しするとなかなか次が出にくいのではないかなと思いますので、もう返すと決定したものはいまさら言うてもなんなんですから、広報で知らせました。テレビで5チャンネルで見えていただいておりますというだけじゃなくてですね、長島区の場合は前は当然広報誌でもそうですけども、文書でもって1軒1軒お配りする。なおかつ職員が足を運んでですね、その文書の中身を説明する。いわゆる高齢者の皆さんも多いものですから、やはりわかりやすいようにこのお金は返さなくてもいいんですよとかね。このお金をただこうと思うたら、物を買ったら領収書を置いてくださいよ。例えば家の問題ならば大工さんにまず見積書をとってくださいよと、予算を下さいよ。補助金を下さいと言っても簡単にもらえない。ですから住民の皆さんに、いわゆる高齢者の方にもわかりやすく説明してただけませんかということですね、1軒1軒歩いていただいた覚えがあるんですが、18年度はともかくとして、19年度、もし新たに県にこの予算をお願いしていただいたとするならば、100%消化できるようにですね、職員の皆さんをお願いしていきたいということで、その点をお願いいたします。

そして2点目の、給食センターとまた長島の給食の問題ですけれども、賃金等はもちろんなんですけども、いわゆるもっとほかに格差があるのではないかな、いわゆるこれから前回も議員さんがおっしゃっておられました1つの町になったんだから、格差をなくしましょうということでしたけれども、そういった点において今後方向性を示して、方向性を定めるにしてもですね、どのような問題が起こっておるかということをもっと把握せねば、その方向性を示せないと思います。そういった点を考えてみますと、やはり聞き取り調査等もしてですね、していただきたいという点です。

議長

委員長報告に対する質疑ということで。

1番 東篤布議員

最後に質疑する、まとめてね。

それで奨学金についてですけども、受付日がですね、もう少し早くなれないか等の質問がなかったということですけども、私はこの地域でですね、どれだけのお子さんが高校に入学されるのか、大学に行かれるのか等調べてみますと、当然この奨学金の額が少ないいんではなかろうかというような点もあるわけです。そんなに裕福な家庭があるわけでもないものですから、そのような点をですね、今後も課題としてやっていただきたい、このように思います。

そして、またそのような意見が委員長から、その執行部のほうに要請がされたのかどうかという点をですね、お尋ねして質疑を終わりたいと思います。

議長

入江康仁委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

東議員の質問に答えます。

大半の質問がですがね、これは執行者のほうに対する質問のように思いまして、災害に関しては職員にお願いしますということと、また2点目、賃金の格差もこれも執行部でございます。奨学金の配慮、これ私の答える範囲に入ってないんで、えらいすみませんが、そういう質疑はございませんでした。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 101号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 102号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

次に議案第 104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

どうもご苦労様です。

議長

次に産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第97号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、産業建設常任委員会に係る案件について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

2つの項目を質問いたします。

1つはですね、34ページの有害鳥獣の先ほど説明を受けたんですが、有害鳥獣の定義について議論なされたと聞きました。もう1つは特設保護区の話も出ておりましたが、内容がよくわからないので、説明していただきたいと思います。

もう1つはですね、37ページのオートキャンプ場の管理運営についてなんですが、オートキャンプ場はですね、現在、岐阜県の企業が経営委託を受けてやっておられると思うんですが、このキャンプ場の今後の運営だとか、経営方法とかについて討議があったかどうか、お聞きします。よろしくお願ひします。

議長

北村博司委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

質疑にお答えいたします。

まず34ページの有害鳥獣駆除、鳥獣駆除の事業の関係ですけれども、まず有害鳥獣の定義

というようなものですが、担当課に求めまして、三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領、最近では16年の5月に改正されておりますけれども、捕獲等のまず基本的な定義みたいなものがございまして、第2条に。被害等が生じてきているか、またその恐れがあると、明確なそういう被害の状況、あるいはそういう恐れがあるということと、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うんだという、こういうことでございます。

それと第3条にですね、市町村が許可できる範囲というのはございます。かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マゴモ、カルガモとずうっとこうあるんですが、通称ドバトと言われておりますカワラバトとか、ムクドリ、ヒヨドリ等、それから野ウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、穴熊、イノシシ、ヌートリア、これは外来種ですが、ヌートリア、野イヌ、野犬ですね。野猫、それから鹿、また日本ザルの有害鳥獣を捕獲しようとする場合は、市町村の許可です。

それから県の許可はやはりかすみ網を使用する以外の方法を除いて、市町村にかかる鳥獣及び希少鳥獣を除く鳥獣と、こういうことになってます。

いずれも市町村でも県でも許可できないのが、許可の対象外になっているのが国指定鳥獣保護区でございます。これは当町の国道の260号線と42号線を底辺として、沖合の大島を結ぶ三角形のなかです。これは国の指定鳥獣保護区です。ここでは環境省の許可がいるということでございます。

熊のことが大変議論になったのですが、熊は基本的に捕まえたら放しなさいよと、しかもこれは県がこういう規定をしております。月の輪熊を捕獲檻で捕獲する場合は、新たに被害の生じた区域に限り6ヵ月以内で1頭、ただし子熊は認めないと、親熊で、しかも1頭だけですよということです。

それからもう厳しい条件が付いておりまして、2日以内に捕獲実施者は2日に一度以上の見回りを行い、捕まったら殺さずに速やかに放しなさい。さらにこの銃器、鉄砲で捕獲する場合は、新たに被害の生じた区域に限り、1ヵ月以内でやはり1頭、子熊は認めないと、それは人里に熊が出没し、人身被害が想定される場合だけの許可であると、捕獲等された個体は県立博物館に搬送しなさいと、大変厳しい保護がされております。

それが第1点目の質問に対するお答えでございます。

次に37ページのオートキャンプ場の管理運営委託のですね、今後のどうするんだという、その点については質疑では出ておりませんでした。以上でございます。

議長

他に質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

2 点ほどお尋ねします。

まず1点目はですね、歳入のほうですけども、これも4日、補助費のですね減ということなんですけれども、その説明は先ほど聞いたんですけども、図面が付いてないし非常にわかりにくい点もございまして、以前はですね、その図面を添付されて各現場の写真等ですね、添付されて出ておったんですけども、今後もそのようにされると非常に常任委員会もちろんですけども、ほかの議員さんもわかりやすかろうと、こう思うんですが、そのような図面等を今後写真等も添付してください等の意見は出なかったのか、出たのかの質問とですね。

もう1点は、歳出ですけども、有害鳥獣ですか、どのようなのが有害鳥獣なのかという説明は今受けました。そしてなおかつおサルさんを捕る、1匹2万円、捕ったかどうかの確認を得るために1つの区では尻尾だけ、もう1つのところは両耳と尻尾、それを一本化しようという話がされた等の話しは聞いたんですけども、その捕ったあとの体ですね、それが不法投棄されて非常に臭いんだという苦情等も聞いたことがありましてですね、そのような質問が産廃として処分されておるのか、どのようなあとの処分をされておるのか等の問題点が出なかったのかなとこう思いまして、その点をお尋ねしたい。

もう1点は、農林水産のほうですが、ちょっと僕は目がちょっとはつきりしないんですが、古里のですね海岸事業の件ですけども、建設課のお話と農林のお話と随分違っておるといふ説明を聞きながら聞いておったんですが、県のほうのお話と町のお話と、まったく違いがあるように思うんですけども、建設と農政のくい違いのお話が出たというやに聞いておりますが、県との意見のくい違い等の確認等はですね、担当課長がされたということですけども、実際にこの委員会のなかですね、県のほうへ直接電話をされて、担当課長が電話をされて、確かにこの工事が終わろうが終わるまいが、今年度中に古里線の道路を整備するんだよという確認はとられたのかどうかですね。私は事業が終わってからやらさせていただきますというふうな話を聞いています。

例えば輸送方法をどうするかをまだ検討中です。陸送でいくのか、海上でいくのか、陸送で行った場合、どのような問題が起こるのか。そして数量は2万ですと、消波ブロックやります。だから2万ですと。最初からこれ数量につきましても4万と2万との差はなかったよ

うに聞いておるんですけれども、そのような我が庁内での課の違いはもとよりですけれども、それぞれの課長さんがおっしゃっておられる点はですね、県のおっしゃっていることと微妙に違うように思うんですから、その点の確認をしようという話が出たのかどうか。なおかつされたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上、3点です。

議長

北村博司委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

質疑にお答えいたします。

まず最初の場所がわかりにくい。図面とか写真等を付けてという、おっしゃるとおり産業建設常任委員会のなかで、予算内のいろんな項目について、例えば海山区に住んでおられる議員は長島の部分についてはわからない。これは逆もあるわけで、そのために求めて図面を出させましたけれども、委員会の議題を終了後、特に委員からご発言がございまして、大変わかりにくいと、そやで今後はですね、委員会としてか、何にしてか、いずれにしても現地を見る必要はあると、今後それを今後の常任委員会の開催にあたっては、それを念頭に入れてやってくれというご発言がございました。確かにわかりにくいというのが実情だと思います。ですからそういう委員会では、そのために担当課に資料を提出させましたけれども、こちらから求めて、これは今後は積極的に理事者側から提出を、本会議でも出してもらうべきだろうというふうに存じますし、そういうふうに申し上げました。

それから有害鳥獣駆除されたサルのお体はどこに行っているかという議論は、個人的には知ってますけれども、審議では出ておりませんので、お答えは差し控えます。

それから古里海岸の赤羽川の災害復旧工事にかかわる土砂の投入についての問題ですけれども、産業振興課と建設課のみならず、県とのズレがあると説明が。私も県に直接確認いたしておりません、委員会としては。ただ両担当課の意見が予算上は産業振興課ですけれども、実務的には建設課になろうかと思いますが、地元の古里での住民説明会にも建設課が出て説明をしておりますから、実務的には建設課だろうと思うんですが、双方が県に確認した時点が違うのでこういうズレがきているようです。

産業振興課のほうでは1週間ほど前に確認したと、この委員会の1週間前ですね。議会の1週間ぐらい前に。ところが建設課は当日確認したようですね。その1週間ほどのズレで、そのあいだに県が、その前から計画は変更していたんか、1週間のあいだに変更したんかは、

そこまではわかりませんが、4万m³が2万m³になって半分になって、しかもそれは海上輸送するんだと、代船によって運び込んで、トラック輸送はしないということ、一方はトラック輸送が前提で4万m³運んで、道路が傷むから補修工事をやるんだという話、今回は減額予算ですけども、少なくとも当初予算のこれまでの既決の予算が、県が代行するからという予算の趣旨は、年度内に予算を執行するということですね。そうでないと、この予算計上した意味がなくなりますし、最初から今年度中にできないというような予算計上されては困ります。減額にしても事業は県に変わるだけですから、そこで大変それが委員会のなかで大変問題になりました。

県が陸上輸送は19年度にズレるにしても、予算の趣旨は18年度中に道路舗装するということなからということ、度々確認が、各委員から確認がございまして、間違いなしに18年度末、来年の3月末までに舗装や側溝の整備は行われると確認をとってありますという答弁を私どもは信じておりますし、県に確認の作業はいたしておりません。担当、予算を計上した責任のある産業振興課の課長の説明をそのまま了解して、18年度中に事業は行うという何というのでしょうか、ある意味では断定的におっしゃっておりますので、いやわからんというような話ではございませんので、行われるものと信じております。

以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

はい、どうもありがとうございました。

一番最初ですね、現場がわかりにくい。その点については要望していただいた。今後はできる得る限り図面、写真等添付という話が委員会のあとですけども要請されたということでありありがとうございます。

2点目、おサルさんの問題ですけども、委員長はご存じだけでも委員会では問題にならなかった。もう1点思うんですけどもね、私は。耳、お尻尾等を持ってくるとお金をいただける。これは1つの業だと思います。業であるならば業を得て、収益を得たあとのやるものは廃棄物、いわゆる産廃とこうなっておりますが、その点の質問が出たのか出なかったのかですね、そういう点と。

もう1点は、やはり古里の赤羽川の災害復旧に伴って、またその土石といいますか、土砂といいたいでしょうか、砂利を古里海岸に輸送していく、問題点は同じ町のなかであっても建設

課と農林との違いがあってですね、非常に意見が違う、意見が違うわけじゃなくてですね、つかんでおる数値等が違うという点と、それと検討のすり合わせがしてない。

もう1点、同じ町内でありまして、この担当はですね長島支所のほうが建設課が受けておったように思うんですけども、本町の農林といわゆる建設はもちろんですけども、本庁の建設と長島支所とのですね、意見の相違があるのかないのか、されておるのかどうか等の質問はございませんでしたでしょうか。

議長

北村博司委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

東篤布議員の再質問にお答えいたします。

今の土砂の搬入の問題はですね、常任委員会における建設課の説明は、支所の建設課長が行いました。紀伊長島総合支所の。それから産業振興課のほうは本庁の産業振興課長が行いましたけれども、部分的にですね、支所の課長補佐が説明いたしております。

産廃かどうか、私も勉強させていただきます。ありがとうございます。そういう質問はございませんでした。ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議案第 103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第 105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

委員長、どうもご苦労様でした。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

議長

日程第3 議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 4

議長

次に日程第 4 議案第97号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 番 東篤布、議案第97号 紀北町道路線変更について、各常任委員会、また以前、その前の一般質問でもございましたが、国の工事であっても県の工事であってもですね、これはいろんな理由があって、町が切望してやっていただく事業がほとんどだと思いますが、その点におきまして一番今現在高速道路も含めてですけれども、問題になっておるのは用地の問題ですね。町には町のいわゆる不動産鑑定表が、鑑定というのがございますけれども、この国の事業、県の事業においてはそれぞれの担当のですね、省庁からの派遣で、いわゆる不動産鑑定士等が出てくるわけですが、その鑑定基準というのをですね、どのようにされているのが、当町自身がそれをしっかりと把握して、でなければ町が評価する価格よりも、県が、国が評価しているのが低いというのが現状でございます。

国の評価が低いところに町が高く評価をかけですね、税金を上げるために評価額を上げておるのではなからうかと、このように取られる恐れもあるわけですし、このような点をですね、各委員会でも問題になったということを聞いております。

この点をですね、今後の町の、いわゆる方針と言いましょうか、姿勢と言いましょうか、明確にさせていただくということを強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

す。どうもありがとうございました。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第97号 紀北町道の路線変更について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第5

議長

次に日程第5 議案第98号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第98号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第6

議長

次に日程第6 議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について、反対討論を行います。

この議案は、2008年4月から始まる75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度創設に合わせて、三重県後期高齢者医療広域連合を設立するためのものです。75歳以上の高齢者を従来加入していた国民健康保険などから切り離し独立させ、新たな保険となります。後期高齢者の医療費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みになっております。

厚労省も高齢者の心身の特性などにふさわしい診療報酬体系を構築するとしており、高齢者の安上がり医療をもたらす危険性もあります。保険料については、また今まで家族から扶養されていた人も含め、すべての後期高齢者から徴収するものです。介護保険と同様に年金から天引きされます。さらに国保と同じく資格証明書などを発行する、資格証明書取り上げの仕組みも75歳の方を対象としているこの保険でも取り入れることです。

このようなすべての高齢者に新たな保険料負担も押しつける制度を認めることはできません。また3月議会に紀北医療と福祉を良くする会から、国の責任と患者、地方自治体に転嫁する医療制度改革に反対する意見書採択のお願いの請願が提出され、この紀北町議会3月議会で議決されております。それにより医療制度構造改革反対の意見書を紀北町議会としても国に対して提出しております。

この意見書による医療制度構造改革の中身は6点ありましたが、そのなかの1つに、後期高齢者医療制度創設があります。その請願のなかには財源を1割が高齢者の保険料、5割が国庫負担、残り4割は現役世代の支援保険料として、高齢者とともに現役世代にも大きな負担を押しつけ、団塊の世代が高齢化していく時期に合わせて、国民負担増をもたらすものとあります。

このような悪法に基づく三重県後期高齢者医療広域連合設立に関する協議書案には、賛成することはできません。そして紀北医療と福祉を良くする会の皆様の願いにも逆行することになります。

以上、私の意見を述べ、議員各位のご賛同をお願いして反対討論を終わります。

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、反対討論させていただきます。

ここに今、僕の手元に2006年3月のですね、議会の請願書がございます。いわゆるこの案件に対しまして当町の前議会になるわけですが、3月議会で議決をもってですね、この反対意見の請願書が出ておる。このように見せていただきました。

私は当然これ、なぜ反対意見の請願が出たのかと、これ読ませていただきまして、私なりに理解いたしまして、なおかつこれとはまた別にいたしましてですね、私は今まであった制度にですね、いろいろ問題点が生じてくる。それは時代の流れによって致し方なからうと、こう思うわけですが、そのなかにおいてですね、また新たにこういった、いわゆる団体等をつくるということは、また新たなですね予算が要る。

財政が苦しいからと言ってですね、組織変更は結構ですけども、どんどんどんこのようにつくることによってね、なおかつ国民の負担が、なおかつ弱者の負担が増えてくる。このように思います。なおかつこの案件につきましては、今の日本を支えてくださったお年寄りの皆さんをねらい打ちのような、75歳以上の方々に非常に重苦しい思いをさせてしまう。そういう制度ではないかと思うわけです。

ですから、私は前議会でですね、採択された点と、また自分の意見も付して私はこの案件は反対ということで、反対討論させていただきます。どうもありがとうございました。

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第7

議長

次に日程第7 議案第100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

5 番 川端龍雄君。

5 番 川端龍雄議員

議案第 100号のなかの、特に時間外手当の件でございますが、これあくまで町幹部に対するご意見というか、思いですけど、苦渋の思いで反対の討論に入ります。

金銭もさることながら、町幹部、また三役におかれましては、先ほどの委員長報告にもありましたように、助役が命令というんか、当初時間外手当 2,900万円を予算に置きました。それは給料の5%でございます。それを助役が守るようにと、この要請じゃなく命令を出しております。その命令におきまして徹底して守るといような文書もあります。

そういうことに対しまして、先ほどの委員長の報告では一応各課長は実施していると言われておりましたが、実施しているならば、なぜ 2,900万円で収まらないのかと、それでも5%で収まらないのかという問題もあります。またあとで報告にありましたように、今後は徹底しますと、当初から助役が4月、今年4月17日に予算を5%以内で収めるようにと、これを徹底し、またその5%に近くなれば代休とか、フレックスタイム制的な代休もするようにと、各幹部、職員に命令をしております。

私はこの命令を聞けない、やはり助役と言えばナンバー2であります。来月4月から副町長となりますようでございますが、それを課長たちが守らないと、私はこの行政のこれがどこかに歪んでいると思います。やはりこの金銭より、やはりこの住民の目線に立ってやはり行政をしていただかないと、これによってやはり住民に対して、先ほど委員会でもありましたように、この今の廃棄物、リサイクルセンターの廃棄物のも担当課長は、来年は廃止になるかもわからんと、おそらく行政のほうではそのようにはできんと思いますけど、そのようなことも含め、また弱者に対しての配慮もない。本会議でもありましたように、今のトイレの問題、そういうような問題でも予算がない、勝手場も直さんならんのが予算がないというなかで、2,900万円の時間外手当です。それをまた今度 2,100万円も補正で追加すると、これが慣習になっておると思われます。

ちなみに過去5年間で、この時間外手当が5年前で両町におきまして3億 2,100万円、時間外手当だけで3億 2,100万円を支払っております。これは13年から17年度までのあいだ、その間災害がありました。これは海山町におきまして 2,300万円近くのこの時間外手当あります。それが皆職員が返上しております。このお金がこの3億 2,000万円には入っておりません。

このような状態で住民のニーズにも後退し、福祉にもまた前向きに行けないというようで、

私はこの行政のあり方に大変危惧を感じます。まず一番危惧は助役の言うことを無視するという、この体質。私はそれをチェックする収入役の立場も、もしもチェックしておいたらチェックを機能するようにしなければなりません。これはこういうような問題がずうっと続いております。やはり断ち切らなければならぬと思います。

こういうような件でも、私は、当初町長にも補正をお願いしました。町長は補正が大変難しいと、でも不用にするように努力すると、町長は不用にしようと思うたらできると思います。それならばやはりもう少し違うほうの弱者、福祉、または住民のニーズに合うような予算の組み方をしていただきたく、あえてほかの諸問題もありますけど、このような時間外手当をやすやすとこれを組み入れて、これを議会で可決するということに対して、今後においても危惧を覚え、私はやはりこの幹部職員、また三役において、まず隗より始めよと言いたいと思います。

そうすることによって、意識改革をしていただき、町民の目線に立った行政をお願いしたく、あえて反対の討論をいたした次第でございます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

100号でしたか、一般会計予算につきまして、賛成討論をさせていただきます。

多くの問題があったこの議案でありますけれども、前者の議員さんのおっしゃられる意味もよくわかります。それも踏まえまして賛成討論をさせていただきます。

まず3点、お願いと要望をいたしましてですね、強くその点を、強く要望させていただきますまして賛成討論とさせていただきます。

1点目は、今、前者議員さんもおっしゃいましたが、残業手当の問題でございますけれども、今現在、先月の選挙におきましても予算を削減するために、いわゆる特別職である、いわゆる課長さん等が出てですね、少しでも予算の要らないように努力されておる。それでなおかつフレックス制も設けて、極力残業しなくても済むように、いろいろとその残業手当を削減される努力はされておるけれども、この問題はもう数年前から起こっておりまして、行革と言われておるけれど、一番のその点がなかなか改善が見られない点をですね、指摘されてご注意されたのではなかろうかと、こう思います。

私は、我々の常任委員会でも問題になりました。やはり残業するな、するなというのも結

構ですけれども、働きやすい環境を我々も、我々住民も議会もつくってあげなければならないのではなかろうかと、先ほども委員長の報告でありましたようにですね、やはり町民の皆様相談窓口もあるわけですから、直接担当課に来られていろいろと相談事がきます。そういう点もですね、何とか住民の皆様の相談事にも乗れて、なおかつ担当課の技術の職員の皆様が仕事に従事できるような環境づくりができないものかという、意見も出たわけですが、そのような皆様が働きやすい職場づくり。

そのなかの1つといたしましてはですね、無駄な業務をなくしてあげてほしいなこう思います。例えばISOという制度がございますけれども、一人ひとりそれをつけまして、なおかつ担当課でまとめてISO委員会にかけるわけです。ごみをしないように掃除しましょう、トイレ掃除しましょう、たばこは吸わないようにいろいろあるわけです。自転車通勤の方は自転車通勤を守って車で通わないように、果たしてそれがなされておるのかいなや、遅刻はどうなのかと、そんなことは一々ISOなんかにはかけなくてもね、社会で言えば常識なんです。そのような無駄をなくしてほしいと私なんです。

ですから無駄をなくす、働きやすい環境をつくっていただく、そのような観点によって、今一度残業手当の削減を検討していただきたい、このように思います。

2点目ですね、財政問題、財政が苦しい問題になっていますけども、この点でですね、せっかくいただいた予算を返さないでいただきたい。返さなければそんだけ予算が増える。財政が苦しいのであればこれはプラスに働くわけです。

もう1点、環境課の問題ですけれども、いわゆる当町を一番苦しめておる2基あるRDFのプラント、今この2基あるプラントを1つで処分できないかなというところ、一生懸命精査しておりますと、このようにお聞かせ願っている。あと3時間の残業を何とか縮めれば、1つのプラントでいけるんです。もう1つはごみの量をあと数10%減らせるならば1基でいけるんです。そうすると5,000某、そしてなおかつそれぞれの毎年の修繕費、維持管理費等含めると1億円以上の予算が浮いてくる。何とかこれを20年が最も財政難を起こす、いわゆる償還金の増える、返済金の増える、利息の増える時期が20年、あと2年です。

ですから一刻も早くこの問題を解決していただきましてですね、財政を楽にさせていただきたいと、このように思います。

そして3点目はですね、国の工事、県の工事もございまして、やはりその評価基準を町自身がしっかりと持ってですねやっていたかかないと、今回も起こってきたような問題が生じてきて、そのケツはどこに行くかといいますと、何も知らない真っ直ぐな、町のた

めなら、県のためなら、国のためなら協力しようというですね、住民に負荷をかけてしまう。そしてなおかつ我々が持っている財産の評価をですね、下げることにに対して意見を言わねばならないと思います。

良い例が、この地域は尾鷲管内です。桧の町でございますけれども、桧と杉の値段が転倒しておる。であるのにですね、お隣の首長さんも当町の首長さんもそれに対して何ら意見申さずにですね、美杉村ならいざ知らず、この町で桧が杉より安いのかと、このような評価は変わってしまったわけです。今から尾鷲材として東京へ荷物を出しても、東京市場に行けば、君んところは桧よりも杉のほうが値がいいんでしょうという話になってしまう。ですから土地の評価基準にいたしましても、国、県に言われる前に自分たちの評価基準をしっかりと持っていて、事業予算を組んでいただきたい、このように強く切に要望いたしまして、私の賛成討論といたします。どうもありがとうございます。

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私は賛成する者ですが、次の意見を述べて賛成といたします。

今期定例会が終われば、三役及び職員は平成19年度の当初予算編成に向かって仕事をすると思うが、平成19年度の当初予算編成にあたっては、福祉関係を、住民の福祉関係を増額していただき、つまり町民が合併して良かったと思う予算をやっていただきたい。また職員の賃金の格差、臨職、アルバイトなどのなくすべき予算もお願いしたいと思います。

また、緊縮予算とか財政が逼迫しているような理由で、三役の歳費を減額するようなことはやめていただきたい。この問題はですね、当町ではなくほかの市町村でも同じような問題はたくさん、要はそれをどうするかが問題でございます。これには、先ほどから前者議員2人、賛成と反対のなかでも言っておりますけれども、三役がですね、しっかりと指揮監督をやっていけばすぐに解消できることでございます。

要は1つの例といたしまして、残業、時間外手当が主に問題になりますけれども、つまり町長がですね、また助役が、収入役がですよ、定時、5時になってそのあと職員の仕事状態

をグルッと回ってですね、もう5時だから勤務はやめようという一言を言えばですね、これがもう解消にすぐにつながるわけです。これで5,000万円です。だから三役の減額どころじゃない。だから僕は前から言っているのに三役は重責をきちんとやっていただければ、すぐに解消するよというのはこの1点でございます。

またこの減額はですね、安倍総理も言っているように、執行者の、また執行部の責任の取り方の1つです。またね、県から来ていただいておるこの助役、答弁のなかにも財政が得意なところを言っていました、このようなマイナス要因、また傷を負わせてですね、助役を県に返すようなことはできない。また町長が姿勢が大事だという答弁もしたが、確かに姿勢が大事で評価します。このですね各課課長も、この三役の切実な気持ちを思いですね、この次の19年度の当初予算の予算は心して作成にあたっていただきたい。

以上の意見を付けて、平成19年度の当初予算に期待いたしまして、賛成討論といたします。

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第8

議長

次に日程第 8 議案第 101号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第 101号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 9

議長

次に日程第 9 議案第 102号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第 2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第102号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第10

議長

次に、日程第10 議案第103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、賛成討論をさせていただきます。

十須管内で起こっておる簡易水道の濁りの問題、それに対してですね、もう約1年になるんじゃないかと思いますが、原因の追及、もう少しですね懸命されて、これは災害が起

こってから濁ったんじゃないんですね。災害工事に伴って濁ってきたという点はですね、県も認めておりますので。

議長

簡易水道だそうです。

1 番 東篤布議員

これは海山のほうか、長島入ってなかったか。じゃついでにお願い申しまして、その点が今ですね、海山管内、長島管内も災害復旧しておりますけども、これ水の汚れの点におきまして、海山管内は簡易水道が濁っても本管とつないでおる。長島はつないでおりません。その点をですね、人件費等も含めると非常に大きな予算が出ております。その原因の追及すると同時に、二度とこのような問題を起こさないためには、ポンプを掘るならどこに掘るかという点はね、しっかりと検討されたうえで、この前のような試験的に掘ったけれども失敗でしたみたいなことのないようにしていただきたい。強く要望いたしまして、この簡易水道事業の予算につきましては、賛成討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第 103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第 104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第 104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第 105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第 105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)について、
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第 106号 平成18年度土砂災害情報相互通報(無線)整備工事請負契約締結についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

議案第 106号に対しまして、反対討論いたします。

この土砂災害相互通報整備工事は、前年度も約、ほぼ同じ金額1億円ぐらいで発注されたと思いますが、このときにも指名業者が6社のうち4社が一斉に指名を辞退し、しかも入札

の執行直前に、直前にというか2、3日前に辞退して、それが本会議では報告されていなかったわけです。

私は閲覧して事実を確認したうえで申し上げ、次の年度に再び指名することはないでしょうね、当然こういうものはペナルティを科すべきですと申し上げました。ところが今回は、どういっておつもりかわかりませんが、入札を行わずに意向調査をするという、いやこれは入札指名じゃなしに、やってませんよという、早く言えば事実上同じことです、これは。それで実にうまく9社のうち8社までが辞退されて、1社だけですから随契したと、これはどうにも話が上手過ぎます。私は大変疑念を持ちます。

これは全国的に今、談合の疑いというのはこれは日本の司法当局、検察が総力を挙げて追及している、全国的に。この種のことは尾鷲市でも最近発覚して、弁償するという、損害賠償するというような申し出があったというような、今の報道を見ましたけども。私はですね、この意向調査にすり替えたということで、私自体は疑念を持ちます。

現在ではですね、外国のこういう業者であっても開放されておるわけですから、少なくともこの4社を除いたほかの全国、あるいは海外であっても意向調査、あるいは指名してやるべきです。私は大変これ疑いを持っております。持たなくてもいいような疑いを、この4社を、去年指名を蹴った業者を意向調査の対象にしたということ自体で、私は余計な疑念を持っておりますので、賛成するわけにはまいりません。

血税を1億円も使うという事業に、こういう疑惑のかけらでももたれるような執行には、私は反対であります。以上で討論を終わります。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第106号 平成18年度土砂災害情報相互通報(無線)整備工事請負契約締

結について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第14

議長

次に日程第14 発議第16号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

発議第16号

平成18年12月12日

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者	紀北町議会議員	平 野 隆 久
賛成者	同 上	北 村 博 司
賛成者	同 上	玉 津 充
賛成者	同 上	家 崎 仁 行
賛成者	同 上	東 篤 布
賛成者	同 上	松 永 征 也

議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由としまして

現下の社会情勢に鑑み、紀北町議会の議員の定数について検討するものであります。

議員定数検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議員定数検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議員定数検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 110条及び委員会条例第 6 条による。
3. 目 的 紀北町議会議員の定数に対する調査検討を行う。
4. 委員の定数 21人（但し、議長を除く）

以上であります。

よろしくご検討お願いします。

議長

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5 番 川端龍雄君。

5 番 川端龍雄議員

私もこれには賛成しますが、今すぐ時期的にね、私はやはりこれから後 4 年経って、やはりいろいろな諸事情があると、またもう一度検討せんなんというような問題もあるやもしれんと、私はそう思って、時期的にねこの問題は私も選挙の公約でもありますし、賛成はします。

そやけど時期が今、尚早ではないかと、今どうしても出さなければならないその理由を、ちょっと説明していただきたいと思います。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、川端議員の質問にお答えいたします。

その件に関しましては、今年の 9 月 19 日に向井達夫氏から条例制定請求書が町長に出され、9 月 29 日に臨時議会が招集され、結果否決されましたが、紀北町議会議員の定数を定める条例が上程された経緯があります。

今も住民の方々のなかには、議員定数を早く見直すべきであるという方がたくさんおり、また早めに議論することにより、次の選挙までの猶予のなかで議員自身も、住民の方々にとっても熟慮できる期間に余裕ができると判断した結果であります。

以上であります。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

提出者にお尋ねしますが、大体この問題をどのぐらいかけて解決というのか、この結論を出すお考えか、お聞かせください。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

この件に関しまして、どれぐらいで結論出すということはわかりませんが、ある程度議論をして結果を出すということが大事になってきますので、期間についてはどの程度かかるかについては私はまだわかっておりません。

ただ、想像では半年から1年ぐらいかかるのではなかろうかという、想像はしております。以上でございます。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

やはりこの問題がね、前からもありますし、この私は全くこれ賛成します。ただ時期というのかね、このやはり前もありますように、決めてもやはりすぐまた変えるとか、いろんな案が出ますわね。やはり私はもう少し住民の皆さんの意見も十二分に把握してさね、やはりもう少し時間をかけてから立ち上げて、十二分にそれで議員で議論、町民の皆さんの把握したことを議論できるように、私がそのほうが賢明じゃないのかと思われそうですが、提出者の平野さんにはどのようにお考えですか。

議長

提出者 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

川端議員におかれましては、そういうお考えもあるかと思いますが、私提出者としてしましては、今先ほど述べましたように、早い時期がいいと判断しまして、今回提出をさせていただきました。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

提出者にお尋ねいたします。

川端議員も言われたようにですね、私もこれ半年、1年というような、この長い1年というような長い期間かかるのかと、私もこれ削減には賛成で、はっきり言って今回の町議会議員の選挙にも出ました。

だからこれに対してはいいんですけど、その前にですね、その31人のときにですね、22名で、次は選挙するというのときにですね、この1年ぐらい前に合併協議会のなかで決めたことがですよ、選挙前になってまた22名、また16名ですか、そういうような問題が出てきたと。

それでまた、今ですよ、はっきり町民にこれを結果出すのもいいんですけど、あと今度、あんまり正常に動けば4年先ですよ、選挙は。だからこれにかかるもんは今先ほど川端議員も言いましたけども、いろんな手法、また事情が変わってきてですね。逆に16名だと決めておったのを14名にしようというように、また減るかもわからん、ね。だからそのときの事情で18名だったけど16名のほうがいいじゃないかということもあるし、16名と決めておったのがまた14名でいいじゃないかということもあるかわからん。

だからそれは町民のですね、これ削減すると、議員の削減は町民も皆もう知ってますよね、これ。だからその1年ぐらい前にこれをやったほうがいいんじゃないかなと、僕も思うんです。それでまた決めたことも、またその時点において覆すような意見が出てきたときにね、また問題になるようでも困ると思いますんで、そういう意味で。

それともしですね、もしこの特別委員会ができたとしたときには、前回はそうでしたけど、町民はこういう問題にはものすごく関心があるわけですよ。だからこれもう21人ということは、もう本会議でやってテレビ放映のなかで、この委員会をやっていくのか、そのところもちょっとお聞きしたいんですよ。

だから前回みたいにテレビ放映はしないというようなことでは、町民もまた納得しない。また議員そのものもですね、テレビで放映されておるときの意見と、放映されていないときの意見とは異なる人もおる。そういうようなことではちょっと困るんで、ZTVとこういうね、開かれた議会ということもあるんで、必ずこういうような町民にもわかるような問題は放映をしていただきたいと思いますが、そのところはどうか。

議長

提案者 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

入江議員の質問にお答えさせていただきます。

期間につきましては、先ほど僕が申しましたのは半年か1年ぐらいかかるんじゃないかという想像でありまして、どれぐらいかかるということは確証は持ってないんですけども、ただそれぐらいかかるんじゃないだろうかということで、お話させていただきました。

またもう少しあとで、情勢が変化したこともあり得るだろうと、もう少しあとでいいんじゃないか、1年前ぐらいで前でいいんじゃないかという質問でしたんですけども、私は情勢の変化はあり得るかもわかりません。ただないかもわかりません。だからそれを議論するよりも、やはり今の時点、先ほど申しましたようにこの前から議論が起きていると、その議論が起きたまま選挙に突入したと、やはり今、そういう議論が街なかでもされておる状態、まだ続いておりますんで、早く議会としても検討委員会開いて、検討すべき問題かと思ひまして、今回提出させていただきました。

あと場所等につきましては、議員も今言われたように、僕としてもやはり議員全員が、議員同士が全部で議論して、それが住民の方々に周知され、やはり住民の方々もそれを判断してやっていただくということが大事だと思いますんで、住民の方々に周知することに関しては僕も賛成します。

ただ、場所につきましては今回特別委員会を設置するというので、提出させていただきましたもんで、もしこれが可決された場合、その後に場所については委員会の皆様で検討していただいたら結構かと思ひます。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

提出者の平野さんにお尋ねしますが、その以前にですね、合併協議会で決まって、22名ということのなかで、これは確か1年前で決めた案件でしたよね。私ども新人は入っていませんでした。それを今回の選挙前に向井さんからいろんな意見書が出た。そういうなかで提出者としてはどういう立場で前回のときはおったのか。その22名に賛成したのか、そして今選挙の前の議員定数、議案にはどのような立場でおったのかをお聞かせ願いたいと思ひます。

議長

提出者 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

入江議員の質問にお答えさせていただきます。

私は以前、賛成はしませんでした。なぜかと言いますと、以前の定員につきましては、旧両町のお互いの議会で議論して、結果、ほかの議案も含め法定合併協議会において決議された経緯がありました。これらのことを考慮して、まず今回の選挙に関しては決議された22名でいくべきであると考えた結果で、この前は賛成はいたしませんでした。

ただそのときは、実質的な判断で賛成しなかったことであり、議員定数検討特別委員会自体に反対したわけではありませんでしたので、今回、選挙終了後にこの定例会に提出させていただきます。以上であります。

議長

よろしいですか、他にございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

賛成者であります。ただ1つだけ確認させていただきます。

これちょっと早いやないか、3年目でいいやないかというご趣旨だったように思うんですが、これまず削減を前提にした委員会ではございませんね。今の定数が適正かどうか、不適正ならどのぐらいの人数がよろしいのかということ議論する場であって、削ることを前提にした特別委員会の提案ではないですねということを確認しておきます。

それから以前、旧町でこういう特別委員会をつくって審議、1年ぐらいかけて審議しましたけれども、公聴会を開いております。町民の代表確か30人ぐらいおいでいただいて特別委員会に、それだけでも準備やなんかで随分期間かかって、住民の声を、住民のなかには議員が自分の定数を自分らだけで決めるのはおかしいじゃないかという意見が相当にあるわけです。

ですから、当然公聴会は開くのも想定のうちに入っているかと思いますが、ですからなるべく早く始めたほうがいいというご趣旨はそこにあると思いますが、いかがでしょうか。

議長

提出者 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

北村議員のご質問にお答えさせていただきます。

私、先ほど上程させてもらいましたとおり、今回の特別委員会につきましては、議員定数検討特別委員会ということで提案させていただいております。削減につきましては、住民の方々のいろいろな考え方もあると思います。機運もそういう考え方もあると思いますけども、それを含め、この検討委員会で話し合っただけならという考えで提出させていただいております。

あと、公聴会につきましては、私個人の考えとしましては、やはり議論を周知することが大切だと思いますが、公聴会を開くかどうかにつきましては、委員会が設置後検討していただいたら結構かと思います。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

私2回で、まだ1回残っておる。

議長

いや、もうそういう勘定はできないです。

11番 入江康仁議員

あんたええと言わないといけない。

議長

そういう勘定はしないです。申し訳ないです。

11番 入江康仁議員

どうもどうも。

議長

ほかにございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

11番議員さんのおっしゃることも、5番議員さんのおっしゃることももっともだと思います。私は賛成議員でありますけれども、やはり住民から直接請求されてですね、1年かけて両町の議員さん32名、そのとき私も入っておったんですけれども、他の問題も含めて夜も寝ずにこのですね話し合いして、その問題をですね、その問題のなかの多くの決め事のなかの最重要課題の1つであったのが、この議員定数であったかと思います。

その問題がどのような形であれ、議会のなかで議案として出されたことに対してですね、

1年も練って議員さんがやってきた問題が、1年でぐらつくというのはどういうことかと、そこで鬱憤不満等が出てきて、住民発議にあたってですね、ああいうふうな形で長島区のなかから、ああいった意見が出てきたのではなかろうかと、私はこう思っております。

当然、一度決めたことであっても、その時代のときの流れによっては、変えていかねばならん。これはよくわかるんですけども、いくらスピードの時代だとは言ってもですね、たった1年でそのような案件が上程されたということに対して、一抹の不安を持っておられた一部の住民の皆様から、そういった発議がなされたのではなかろうかと、そして、また新たにこの新しい議会が生まれた時点ですね、また住民サイドからそのような声があがってからは遅いのではなかろうかという、提案者の趣旨と。

そしてもう1つは、どのような形で、どのような場で、どのような方式で、例えばテレビ放映するのか、公聴会開くのか、いつからスタートされるのか、いわゆる5番議員さん、11番議員さんがおっしゃった問題は、まず特別委員会を設置する、まずいつでも話し合える場をまず準備する。

それから皆さんの意見を聞いて、スタートするんですよというふうな提案者の趣旨でなかったらどうかと、私は思います。そのようにお聞かせ願ったので私は賛同させていただいたわけですけども、間違いなかったですね。

議長

質疑ということですね。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

東篤布議員の質問にお答えさせていただきます。

そのとおりであります。

議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

発議第16号について、賛成討論を行います。

私は新人議員なので過去の経緯はよくわかりません。ただ私たちは町財政が厳しいなかで、旧両町が合併したという、その合併の効果を確実に上げていかなければならないと思います。したがって、議員の定数につきましては、現状の22名でもまだ多いのじゃないかと思っております。これは私の意見です。

現時点での適切な人員は、両町合併以前の32名の2分の1でなかろうかと思えます。そういう意味でこれは町民多数の意見でもあろうかと思えます。そういうことで私たちは早い時期にこれを検討し、現時点での討議をすべきだと思います。あくまでも現時点で何名が適切なのかということを決めて、あとは大きな情勢の流れによって変わってこようとも思いますが、まず現時点を決めることが必要だというふうに思います。

以上をもって賛成いたします。

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りします。

日程第14 発議第16号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案とおり可決することに決定しました。

議長

特別委員会の設置がなされましたので、正副委員長の互選を行うため、ここで暫時休憩いたします。

3時10分まで休憩いたします。控室にお集まりください。

(午後 2時 56分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 10分)

議長

議員定数検討特別委員会の正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

議員定数検討特別委員長に、平野隆久君

同副委員長に、松永征也君

と決定しました。

議長

なお、各常任委員長並びに議員定数特別委員長より、閉会中の継続調査申出書の議案が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加して、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、日程に追加することといたします。

追加日程第 1

議長

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

総務財政常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、議員定数検討特別委員長から、別紙のとおり平成19年12月定例会までの期間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

議長

異議なしと認めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のありましたとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了しました。

さて、今期定例会は去る12月12日から21日までの10日にわたり、始終ご熱心に審議を尽くされ、お陰を持ちまして本会議を終了することができました。厚く御礼申し上げます。

また、町長はじめ、関係者の方々に対しましても会議の運営にご協力賜り、あわせてお礼を申し上げます。一部組合議会議員におかれましては、2月25日、26日、27日にそれぞれ組合議会が開催されることになっております。よろしくお願い申し上げます。

2006年も残すところあと10日になりました。一段と寒さ厳しくなっておりますが、健康に十分留意され、ここにおられます方々が希望に満ちた新しい年を迎えていただきたいと祈念するものであります。また年末年始には飲食等の機会が多くなると思われませんが、飲酒運

転は絶対にいたさないようお願いを申し上げておきたいと思います。

最後に理事者並びに各課長をお願いをいたしたいと思います。大変厳しい財政状況であることは十分に認識するところではありますが、平成19年度の当初予算にあたりましては、歳入についてもしっかりと把握していただき、限られた予算のなかで効率的、効果的な予算措置をお願いし、無駄のない予算編成にご尽力いただくよう、切にお願ひ申し上げます。

議長

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成18年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い期間、どうもご苦勞様でございました。

(午後 3時 13分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月7日

紀北町議会議員 尾上壽一

紀北町議会議員 岩見雅夫

紀北町議会議員 入江康仁